

有価証券報告書

(第145期)

2024年4月1日
2025年3月31日

株式会社高知銀行

目次

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	7
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	11
3. 事業等のリスク	16
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	19
5. 重要な契約等	32
6. 研究開発活動	32
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
(1) 株式の総数等	36
(2) 新株予約権等の状況	40
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	40
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	40
(5) 所有者別状況	41
(6) 大株主の状況	42
(7) 議決権の状況	44
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	45
2. 自己株式の取得等の状況	47
3. 配当政策	48
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	49
第5 経理の状況	77
1. 連結財務諸表等	78
(1) 連結財務諸表	78
① 連結貸借対照表	78
② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	80
③ 連結株主資本等変動計算書	82
④ 連結キャッシュ・フロー計算書	84
⑤ 連結附属明細表	134
(2) その他	134
2. 財務諸表等	135
(1) 財務諸表	135
① 貸借対照表	135
② 損益計算書	137
③ 株主資本等変動計算書	138
④ 附属明細表	148
(2) 主な資産及び負債の内容	149
(3) その他	149
第6 提出会社の株式事務の概要	150
第7 提出会社の参考情報	151
1. 提出会社の親会社等の情報	151
2. その他の参考情報	151
第二部 提出会社の保証会社等の情報	152

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【事業年度】	第145期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 海治 勝彦
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知（088）822－9311（代表）
【事務連絡者氏名】	経営統括部長 植田 伸一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3865－1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 野島 隆志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町3丁目10番7号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町5番地5） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町2丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号） 株式会社高知銀行高松支店 （香川県高松市築地町16番17）

（注）松山支店、徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
		(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,904	22,099	23,080	22,990	23,479
連結経常利益	百万円	1,624	2,314	2,551	1,952	1,224
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	877	1,606	1,601	1,251	860
連結包括利益	百万円	6,363	△746	△3,858	2,638	△7,388
連結純資産額	百万円	75,732	74,533	77,030	61,961	54,158
連結総資産額	百万円	1,244,933	1,211,569	1,185,393	1,142,308	1,153,492
1株当たり純資産額	円	5,675.68	5,560.26	5,129.67	5,115.28	4,347.89
1株当たり当期純利益	円	68.31	140.17	139.29	111.96	73.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	28.34	55.27	49.63	41.56	51.95
自己資本比率	%	5.82	5.88	6.22	5.13	4.39
連結自己資本利益率	%	1.26	2.23	2.20	1.89	1.57
連結株価収益率	倍	12.44	5.40	4.86	9.43	10.86
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	80,494	△34,283	△31,976	△22,071	25,860
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△513	2,488	6,114	△5,936	6,279
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△442	△462	6,354	△17,707	△413
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	160,060	127,802	108,294	62,580	94,306
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	802 [295]	770 [304]	746 [302]	726 [308]	721 [303]

(注) 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第141期	第142期	第143期	第144期	第145期
決算年月		2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
経常収益	百万円	18,074	16,385	17,205	17,474	17,841
経常利益	百万円	1,391	2,050	2,280	1,617	1,059
当期純利益	百万円	792	1,534	1,484	1,140	790
資本金	百万円	19,544	19,544	22,944	15,444	15,444
発行済株式総数						
普通株式	千株	10,244	10,244	10,244	10,244	10,244
第1種優先株式		7,500	7,500	7,500	—	—
第2種優先株式		—	—	680	680	680
純資産額	百万円	70,290	69,113	71,609	56,230	48,325
総資産額	百万円	1,233,881	1,200,814	1,174,496	1,131,952	1,142,700
預金残高	百万円	1,008,684	1,002,587	1,008,632	1,029,036	999,797
貸出金残高	百万円	750,220	753,831	757,638	750,734	748,907
有価証券残高	百万円	307,672	303,572	291,804	298,667	283,632
1株当たり純資産額	円	5,451.74	5,341.76	4,915.50	4,875.90	4,112.07
1株当たり配当額						
普通株式	円 (円)	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
(内1株当たり中間配当額)		(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
第1種優先株式		24.920	25.120	25.200	—	—
(内1株当たり中間配当額)		(9.968)	(10.048)	(10.080)	(—)	(—)
第2種優先株式		—	—	8.00	175.00	175.00
(内1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(87.50)	(87.50)
1株当たり当期純利益	円	59.83	133.09	127.64	100.99	66.41
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	25.57	52.80	45.98	37.88	47.67
自己資本比率	%	5.69	5.75	6.09	4.96	4.22
自己資本利益率	%	1.17	2.20	2.11	1.78	1.51
株価収益率	倍	14.20	5.68	5.30	10.45	12.01
配当性向	%	41.78	18.78	19.58	24.75	37.64
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	767 [167]	733 [180]	710 [182]	694 [185]	688 [185]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	%	138.0 (142.1)	127.2 (144.9)	118.6 (153.3)	182.3 (216.7)	145.5 (213.4)
最高株価	円	917	880	787	1,149	1,056
最低株価	円	556	698	616	646	701

(注) 1. 第145期(2025年3月)中間配当についての取締役会決議は2024年11月12日に行いました。

2. 第145期(2025年3月)における普通株式の1株当たり配当額25.00円のうち、期末配当額15.00円および第2種優先株式の1株当たり配当額175.00円のうち、期末配当額87.50円については、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2 【沿革】

1930年1月20日	高知無尽株式会社設立
1951年10月20日	株式会社高知相互銀行に商号変更
1960年10月6日	高知市堺町に現本社社屋完成、本店移転
1965年7月1日	大阪支店開設
1972年5月29日	高知市本町に事務センター完成
1973年12月5日	株式会社高財社設立
1974年4月26日	東京支店開設
1974年10月1日	オーシャンリース株式会社設立
1975年7月7日	オンライン稼働開始
1975年10月1日	東京事務所設置
1976年3月1日	外国為替業務開始
1979年8月22日	株式会社高銀ビジネス設立
1986年10月24日	海外コルレス業務開始
1987年8月18日	株式会社高知ジェーシービー設立
1989年2月1日	普通銀行に転換し株式会社高知銀行に商号変更
1989年8月18日	株式会社高銀ファイナンス設立
1997年4月1日	株式会社高銀システムサービス設立
2000年12月12日	株式会社高知ジェーシービーは、株式会社高知カードに商号変更
2003年4月28日	株式会社高銀ファイナンス清算登記完了
2004年4月1日	株式会社高財社と株式会社高銀ビジネスが合併（存続会社：株式会社高銀ビジネス）
2004年10月1日	株式会社高銀システムサービスと株式会社高銀ビジネスが合併（存続会社：株式会社高銀ビジネス）
2006年3月1日	東京証券取引所市場第二部に上場
2013年11月20日	東京証券取引所市場第一部に銘柄指定
2016年4月1日	こうぎん地域協働投資事業有限責任組合設立
2022年4月4日	東京証券取引所スタンダード市場へ移行
2022年12月12日	株式会社地域商社こうち設立

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行、当行の連結子会社4社及びその他非連結子会社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービス及び地域商社業務に係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

[銀行業]

当行は本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、為替業務等を行っております。地域に密着した営業活動を展開しており、当行グループ（当行及び連結子会社）の中心となる業務であります。

また、連結子会社である株式会社高銀ビジネスにおいては店舗警備等業務、現金整理・物品販売等、銀行業務に付随した業務を行っております。連結子会社であるこうぎん地域協働投資事業有限責任組合は投資業務を行っております。

[リース業]

連結子会社であるオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

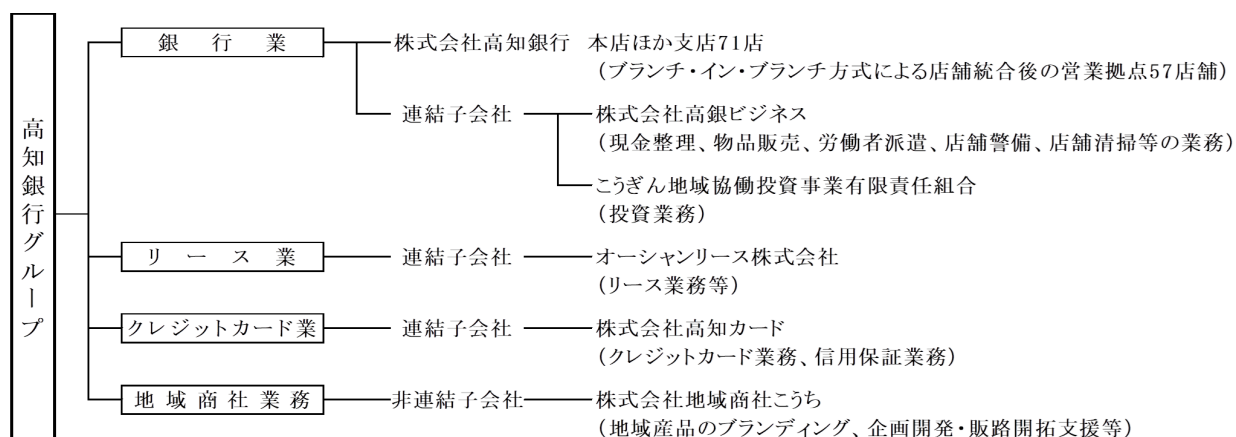
[クレジットカード業]

連結子会社である株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務、信用保証業務を行っております。

[地域商社業務]

非連結子会社である株式会社地域商社こうちにおいて、地域製品のブランディング、企画開発・販路開拓支援等、地域商社業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は受入出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社高銀ビジネス	高知県高知市	10	銀行業	100 (－) [－]	1 (1)	－	預金取引関係 業務委託取引関係	建物の一部を賃貸借	－
こうぎん地域協働投資事業有限責任組合	高知県高知市	600	銀行業	－	－ (－)	－	預金取引関係	－	－
オーシャンリース株式会社	高知県高知市	20	リース業	45.0 (－) [22.0]	1 (1)	－	リース取引関係 預金取引関係 金銭貸借関係	土地・建物の一部を賃貸借	－
株式会社高知カード	高知県高知市	20	クレジット カード業	42.5 (37.5) [37.5]	2 (2)	－	預金取引関係 金銭貸借関係 債務保証関係	－	－

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。
6. 上記のうち、オーシャンリース株式会社は連結財務諸表の経常収益に占める連結子会社の経常収益（連結子会社相互間の内部収益を除く。）の割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	経常収益	5,418百万円
	経常利益	131百万円
	当期純利益	108百万円
	純資産額	4,705百万円
	総資産額	12,098百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2025年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	クレジットカード業	合計
従業員数（人）	708 [285]	6 [10]	7 [8]	721 [303]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり嘱託及び臨時従業員310人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員は、[] 内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。
3. 嘱託及び臨時従業員には、派遣社員は含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
688 [185]	40.7	17.1	5,891

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり嘱託及び臨時従業員191人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 嘱託及び臨時従業員は、[] 内に当事業年度の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行では従業員組合は組織されておりません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当行（注1）

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合（％） （注2）（注3）	男性労働者の 育児休業取得率（％） （注4）	労働者の男女の賃金の差異（％）（注3）		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
27.9	100.0	66.5	70.5	81.7

- (注) 1. 連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号。以下、「女性活躍推進法」という。）または「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号。以下、「育児・介護休業法」という。）に基づく指標等の開示対象外企業であるため、当行単体の指標を掲載しております。
2. 参考：支店長クラス（同等職を含む）以上に占める女性労働者の割合 5.6％
3. 女性活躍推進法の規定に基づき算出したものであります。
4. 育児・介護休業法の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（1991年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当行グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当行は、「熱意」「調和」「誠実」の経営理念のもと、2024年4月から3年間（2024年度～2026年度）を計画期間とする中期経営計画『地域とこうぎんの「みらい」 第Ⅰ期：展望の共有』をスタートさせております。中期経営計画の概要につきましては、以下のとおりであります。

地域とこうぎんの「みらい」 第Ⅰ期：展望の共有

わくわくする「みらい」へ ～地域と共に～

当行は、2018年度から2026年度までの9年間を「こうぎん新創造」の計画期間とし、目指す姿「地域の価値向上に貢献する金融インフラ」を掲げて、中期経営計画第Ⅰ期「変革」、第Ⅱ期「進化」に取り組んでまいりました。この間に、コロナ禍により社会・生活様式が様変わりし、金融政策が見直され、また、当行は公的資金を前倒しにて償還するなど、内外ともに環境や計画の前提条件が大きく変化しました。

こうした変化を受け、この度、中期経営計画のフェーズを刷新し、2024年度から2029年度を『地域とこうぎんの「みらい」』の計画期間とし、当初の3年間の第Ⅰ期「展望の共有」、次の3年間の第Ⅱ期「共に実現」との計画フェーズとして、ステークホルダーからの期待に応えるべく、経営スタイルの変革をより一層進めます。

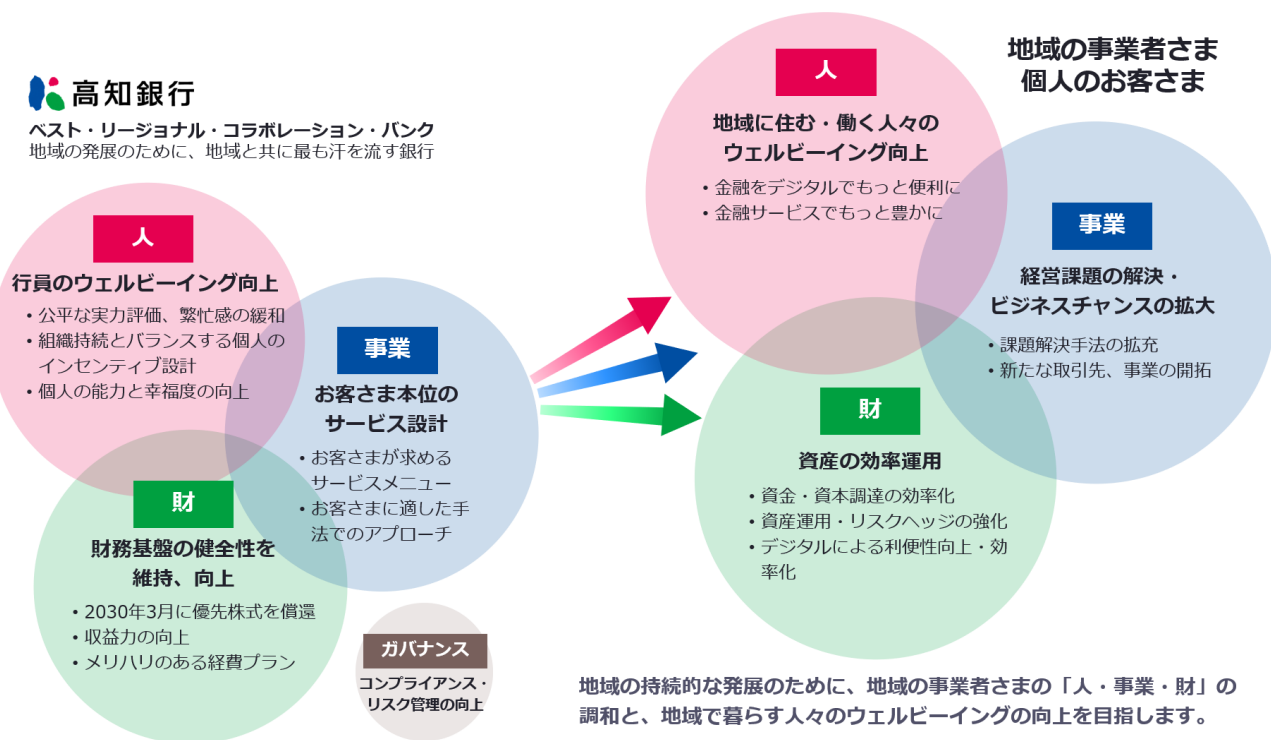
(2) 中期経営計画における基本方針と基本戦略

高知銀行を地域の「わくわく（＝価値）」が集まる新世代ターミナルと見立て、地域の持続的な発展のために、地域の事業者さまの「人・事業・財」の調和と、地域で暮らす人々のウェルビーイングの向上を目指します。当行は「わくわく」を提供するための情報活用を充実させ、お客さま向けのサービスやコンサルティングを磨き上げていきます。

中期経営計画のコンセプト



ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク
地域の発展のために、地域と共に最も汗を流す銀行



みらいへ向かう！
地域のわくわくが集まる
新世代ターミナル



主要施策



Values

ソリューション提供・イノベーション推進室

- 地域の事業者さまの商流をめぐる課題を解決するため、イノベーション推進室に特定のテーマ・業種ごとに専門担当者置き、営業店の渉外担当者と連携を図りながらコンサルティング、マッチング、セミナー(行内外)などを実施。



Values

資産運用センター

- お客さまの明るいみらいに向けた資産形成をサポートするため、資産運用センターに専門担当者を置き、法人・法人オーナー・個人の領域それぞれにつき、事業計画、ライフプランに基づくゴールを明らかにする、オーダーメイド型の資産運用提案を実施。



Analog/Digital

顧客体験再設計 × D X戦略①

内務適正配置、店舗網・渉外力、ミドルオフィスセンター

- 営業店における“face to face”のコンサルティングサービスを強化するために、店舗網の見直しや行員の再配置を行い、地域のみらいに向けた伴走型サービス提供を拡充。



Analog/Digital

顧客体験再設計 × D X戦略②

顧客D X、A T M

- 地域のお客さまの利便性向上のために、個人向けデジタルUIをBYOD*ファーストで設計。スマホアプリの機能や無通帳口座を拡大。他業態連携によりサービスを向上するとともに、A T M網の再構築を検討。

*Bring Your Own Device：お客さま自身の端末(スマートフォン、P C)で操作していただく

- 地域の事業者さまに当行ソリューションをご活用いただくため、事業者さま向けサービスをホームページに一覧化。



Analog/Digital

顧客体験再設計 × D X戦略③

事務省力化、経費コントロール

- コンサルティング業務の充実を目的に、営業店の定型事務を削減し、現金、通帳、書類などの現物管理を中心とした事務オペレーションをデジタル化等により効率化。BPR推進委員会と人事総務部が連携し、業務フローを抜本的に見直すことで経費管理を強化。また、機能・サービス内容を精査し、コストに見合った手数料体系を再構築。



Professional

人的資本経営に基づく人事制度改革

- 地域のお客さまから厚い信頼を得られるバンカーへと成長するために人事制度を改定。さまざまな専門スキルを持つ人財に対応できるように組織をフラット化し、すべての行員の成長の可能性を拡大。



Values

金融市場運用・顧客サービス強化

- 金融市場環境が変化するなかで、預貸金を含めたA L Mを見直し。資金運用において市場部門が受け持つ領域を拡大し、運用ポートフォリオの最適化を促進。

(3) 経営環境

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の日本経済は、個人消費の一部に足踏みがみられたものの、公共投資は底堅く推移し、設備投資も持ち直しの動きが継続しており、全体としては緩やかな回復の動きとなりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、住宅投資は弱めの動きが継続し、生産は一部に弱さがみられたものの、設備投資は持ち直しの動きとなりました。また、個人消費は堅調に推移しており、雇用所得環境も改善しつつあり、全体としては緩やかな持ち直しの動きとなりました。

〔 2024年度の実績 〕

地域と共にわくわくする「みらい」を創る活動を通じてKGI（計画数値）を達成するために、重要なプロセス等にKPIを設定しており、2024年度のKPIおよびKGIは以下の結果となりました。

KPIは、渉外活動に充てる時間は計画を下回ったものの、業務効率化を推進し、預金関連事務のセンター処理や紙媒体削減を前倒しで進めました。2026年度末の手形・小切手全面電子化を見据えた提案活動を進める中で、でんさい契約先数は計画を下回りましたが、法人インターネットバンキング（法人IB）を含む各種法人セミナーへの参加者は計画を大きく上回り、経営相談受付件数やソリューション成約率も順調に推移しております。

KGIは、貯蓄から投資へ向かう流れの進展により預金平均残高は計画を下回り、業種や地域による資金需要動向の違いなどから貸出金平均残高も計画を下回りました。一方、積極的な事業者への経営改善支援やソリューション活動の展開などにより実質与信費用が減少して役務取引等利益が増加したことなどから、収益関係の実績は計画を上回りました。

地域と共にわくわくする「みらい」を創るKPI



		前計画	計画（第Ⅰ期）			
カテゴリ	KPI項目 2024年度実績の算出方法	2023年度 実績	2024年度 計画	2024年度 実績	2025年度 計画	2026年度 計画
こうぎん ウェルビー イングKPI	職場ワークライフバランス満足度 2024年度における（満足している行員数）÷（全行員数）	67%	70%	78%	72%	75%
	有給休暇取得率 2024年度における（有給休暇取得日数）÷（有給休暇付与日数）	60%	67%	76%	73%	80%
	行員向け研修・セミナー受講者数 （2024年度の受講者数）÷（2023年度の受講者数）	—	110%	113%	120%	130%
こうぎん 活動量KPI	ミドルオフィスセンターでの預金関連事務時間比率 センター処理対象の預金関連事務について、（センター内処理時間）÷（総処理時間）	—	0%	10%	11%	40%
	紙帳票削減率 （2024年度に削減した紙帳票年間使用枚数）÷（2023年度の紙帳票使用枚数）	—	▲23%	▲27%	▲47%	▲70%
	渉外 総活動時間 （2024年度の総活動時間）÷（2023年度の総活動時間）	—	157%	117%	213%	270%
お客さまとの コミュニケーションKPI	渉外総活動時間に占める主要業務*取組時間率 2024年度における（主要業務取組時間）÷（渉外総活動時間）	60%	68%	63%	77%	85%
	法人セミナー参加事業者数(法人IB等含む) （2024年度の法人セミナー参加事業者数）÷（2023年度の法人セミナー参加事業者数）	—	114%	206%	128%	140%
	個人セミナー参加者数(職域・アプリ含む) （2024年度の個人セミナー参加者数）÷（2023年度の個人セミナー参加者数）	—	114%	105%	128%	140%
	営業店によるライフプランニング訪問件数 (実数)	—	800件	989件	1,600件	2,400件
お客さまとの みらい創造KPI	経営相談受付件数 （2024年度の経営相談受付件数）÷（2023年度の経営相談受付件数）	—	134%	147%	168%	200%
	ソリューション成約率 2024年度における（ソリューション成約件数）÷（経営相談受付件数）	26%	27%	28%	29%	30%
	アプリDL先数 （2024年度のアプリDL件数）÷（2023年度までのアプリDL件数）	—	+107%	+91%	+213%	+320%
	でんさい契約先数 （2024年度のでんさい契約先数）÷（2023年度までのでんさい契約先数）	—	+153%	+26%	+307%	+460%

* 主要業務・・・事業性融資、法人ソリューション、資産運用、消費者ローン

計画数値 (KGI)

	前計画	計画 (第Ⅰ期)			計画 (第Ⅱ期)	
	2023年度 実績	2024年度 計画	2024年度 実績 (計画達成率)	2025年度 計画	2026年度 計画	2029年度 計画
総預金平均残高 (億円)	10,272	10,600	10,313 (97.3%)	10,900	11,100	11,300
貸出金平均残高 (億円)	7,328	7,500	7,336 (97.8%)	7,600	7,650	7,800
有価証券平均残高 (億円)	2,968	3,100	3,115 (100.5%)	3,300	3,500	3,500
コア業務純益 (投信解約損益を除く) (百万円)	1,631	1,810	2,088 (115.3%)	2,500	3,800	5,000
当期純利益 (百万円)	1,140	720	790 (109.7%)	1,190	2,090	2,900
顧客向けサービス業務利益* (百万円)	▲1,068	▲1,080	▲1,074 (100.4%)	▲760	10	800
OHR (コア業務粗利益ベース) (%)	83.8	86.4	84.3	82.8	75.9	69.5
自己資本比率 (%)	8.3	8.7	8.8	8.6	8.7	8.0
ROE (当期純利益/株主資本) (%)	2.1	1.3	1.4	2.1	3.7	5.0

* 顧客向けサービス業務利益 = 貸出残高×預貸金利回り差 + 役務取引等利益 - 営業経費

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

地域経済は、少子高齢化や生産年齢人口の減少等の構造的な課題に直面する一方で、海外における紛争や貿易摩擦などの国際的な事象が地域経済にも影響を及ぼすようになり、グローバルな不確実性が高まる中で、大きな変革の時期を迎えております。

こうした中、国内外の経済動向や金利環境の変化が地域経済や事業者さまに与える影響を的確に捉え、適切な対応を行うことが、当行として重要な課題であると考えております。

当行は、地域の持続的な発展を実現するために、地域の事業者さまの「人・事業・財」の調和と、地域で暮らす人々のウェルビーイングの向上を目指すことが重要な使命であるとの認識のもと、2024年度よりスタートさせた中期経営計画『地域とこうぎんの「みらい」第Ⅰ期：展望の共有』に掲げた「地域のわくわくが集まる新世代ターミナル」の実現に向けて、地域と共に持続的な成長を目指す施策をブラッシュアップしながら展開しております。具体的には、長年地域に根差して活動してきた当行ならではの独自の目線を活かし、地元の事業者さまや個人のお客さまに対して、これまでなかった新しい「デジタル取引」などの高品質サービスをご提供できるよう努めております。

また、これまでの“face to face”によるきめ細やかな対応を大切に、「真っ先に相談したい」と思っただけの銀行を目指してまいります。さらに、気候変動問題への積極的な取り組みを通じて、地域金融機関としての責務を果たし、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当行グループは、「地域の皆さまとともに歩み、地域とともに発展する銀行」を目指して「熱意」「調和」「誠実」を経営理念として掲げており、この経営理念に基づき策定した以下の基本方針に則り地域の持続的な発展に貢献する取り組みを行ってまいります。

《サステナビリティ基本方針》

当行グループは、経営理念に基づく長期的な視点による「地域のために地域と協働する活動」を通じて、地域社会や地域の産業の持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値の向上を目指します。

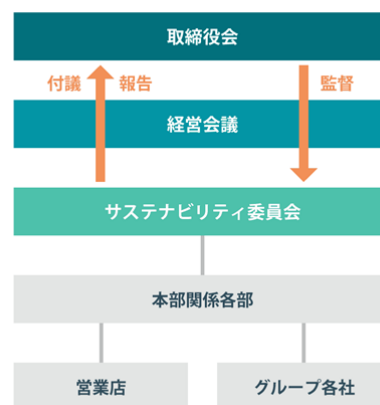
1. お客さまや地域の課題解決、産業の活性化に貢献するためコンサルティング機能を発揮します。
2. 環境問題への対応や防災に向けた取組をサポートし、地域が享受する自然の恵みを守ります。
3. 人権を尊重し、多様なステークホルダーと協働することを通じて社会的な課題の解決に貢献します。

(1) ガバナンス

当行は、地域の持続可能性向上に貢献すること等を目的とした「サステナビリティ委員会」を取締役会の下部組織として設置しております。同委員会は、取締役頭取が委員長を務めるほか、経営統括部担当取締役や関係部の部長により構成しており、当委員会における審議事項は、取締役会等に報告するとともに重要事項につきましては経営会議ならびに取締役会にて審議する体制としております。

「サステナビリティ委員会」では、お取引先の業種や市場の変化など様々な切り口から気候変動に伴うリスクおよびそれらへの対応サポート等を通じたビジネス機会を洗い出すとともに、気候変動を含むサステナビリティ関連事項の審議および進捗管理を行っております。また、経営方針や計画、予算等との関連付けを深度あるものとするよう、関係部との協働に努めてまいります。

<推進体制図>



(2) 戦略

①サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取り組み

当行グループは、経営理念に基づき策定したサステナビリティ基本方針に則り、グループ全体で気候変動問題への対応を含む地域の持続的な発展に貢献する取り組みを行ってまいります。また、この取り組みを通じて収益機会を拡大させる好循環を実現し、企業価値の向上を図ってまいります。

なお、投融資に取り組む際には、サステナビリティ基本方針に基づき定めた投融資ポリシーに沿って判断を行います。

《投融資ポリシー》

当行グループは、サステナビリティ基本方針に基づき、地域の持続可能性を高める自然環境の保全や社会的課題の解決に資する事業等に積極的に投融資を行います。また、環境や社会にネガティブな影響を及ぼすことが想定される事業等については以下のとおり対応します。

環境や社会にネガティブな影響を及ぼすことが想定される事業等

1. 石炭火力発電事業

新設・設備拡張を資金使途とする投融資は行いません。ただし、災害時の対応策としての事業である場合や国のエネルギー政策に沿った事業である場合等については、慎重な判断を行います。

2. 森林伐採事業・パーム油農園開発事業

違法な森林伐採や焼却を伴う事業および児童労働など人権侵害が行われている事業に対する投融資は行いません。森林伐採やパーム油農園開発が資金使途に含まれる投融資については、法令遵守状況のほか国際的に認められている認証の取得状況や環境への配慮状況等を考慮のうえ慎重な判断を行います。

3. 兵器の製造事業

非人道的な兵器の製造に関与する投融資は行いません。

4. その他

環境や社会に対するリスクまたは負の影響によって地域社会や地域の産業の持続可能性を損なうおそれのある事業に対する投融資は行いません。

気候変動に関するリスクとして、以下のリスクを認識しております。これらを対象とした気候変動のシナリオ分析の手法につきましては、今後検討を進めてまいります。

1. 移行リスク

気候変動に係る規制や炭素価格上昇が及ぼす与信先のビジネスモデルや財務への影響等による信用リスクなど

2. 物理的リスク

気候変動を要因とした自然災害等の影響がお取引先に及ぶ信用リスク、および当行が被るオペレーショナル・リスクなど

②人的資本（当行単体）

事業内容が異なる連結グループ全体での設定が困難なため、当行単体で指標及び目標を設定しております。

当行が中長期的に企業価値の向上を図るためには、人財育成が重要課題の一つであると認識しております。中期経営計画においても、「人財は重要な経営資源であり、育成していくべき財産である」という人的資本経営の考え方にに基づき、行員一人ひとりが成長を実感できるよう評価制度を見直すとともに、当行グループ内の知的資源の活性化、働き甲斐のある職場づくりにつながる施策を掲げており、その実現に向け取り組んでおります。

○ 人的資本への投資

当行は、重要課題の一つである人財育成の取り組みとして、役職員それぞれのスキルレベルに応じた研修・セミナー等を実施しており、2025年5月にはe-ラーニングの学習コンテンツを大幅に増加・充実させているほか、外部資格取得の奨励や取得のサポートなども行っております。デジタル人財に関しては、データ分析人財育成、データリテラシー向上を目的に、一部職員を対象に外部クラウドサービスの育成プログラムを導入しています。ワークライフバランス推進の取り組みに関しては、若手職員を職場でサポートするエルダー制度や、結婚・育児・介護等により退職した職員が復職できるキャリアリターン制度を導入するなどの各種サポート体制の充実を図り、従業員の健康保持・増進に注力した結果、日本健康会議より「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」の認定を受けております。引き続き、人財育成ならびに職場環境整備に努めてまいります。

○ 多様性の確保

当行は、地域経済の持続的な発展に貢献する地域金融機関として公共性を鑑み安定経営を維持するために、経営の中核人財を登用する際には、当行の経営理念に適う人物像やスキルを重視しており、そこには女性・外国人・キャリア採用者等による区別はございません。採用活動におきましても性別や国籍によることなく実施しており、キャリア採用も通年行っております。

当行は、国内を営業基盤とする地域金融機関であり外国人の「自主的かつ測定可能な目標」は定めておりませんが、キャリア採用者につきましては、2025年3月末で62名（うち管理職は12名）が在籍しております。このうち、2024年5月より導入したリファラル採用の実績は1名です。

キャリア採用者はシステム関係分野や有価証券運用部門などの各専門分野における即戦力人財や中核人財としての活躍が期待できることから、積極的な採用に努めてまいります。

引き続き、多様な人財の採用・登用に努めるとともに、それぞれの能力を最大限に発揮できるよう人財育成ならびに職場環境の整備を推進してまいります。

(3) リスク管理

当行は、リスクを「信用」「市場」「流動性」「オペレーショナル（事務／システム／法務／人的／有形資産／風評）」に分類し、それぞれのリスク主管部署による検討結果をリスク管理委員会によってコントロールする体制としております。

また、気候変動対応が急速に進むことに伴う移行リスクや気候変動対応の遅れ等による自然災害等の物理リスクなど、当行の事業戦略の実行を妨げる可能性、あるいは顕在化しつつあるリスクを、統合的リスク管理における「エマージング・リスク」としてとらえております。



(4) 指標及び目標

①外部環境に与えている各種効果の定量的指標および削減目標等

○ CO2排出量（Scope1・Scope2）

当行グループにおける二酸化炭素（CO2）排出量の削減目標は、2030年度において2013年度実績比50%削減することを目指しており、引き続き、環境に配慮した営業店設備や営業車両の導入などを進めてまいります。

CO2排出量の実績値は以下のとおりです（カッコ内は、2013年度対比増減率、小数点第2位以下切り捨て）。

2024年度は営業活動拡大によるガソリンの使用量増加により、Scope1の排出量が増加。また、2024年度の夏場は2023年度と比べ気温が高く空調による使用電力量が増加したことに加えて電力会社における換算係数の上昇により、Scope2の排出量も増加しております。

（単位：t-CO2）

連 結	Scope1	Scope2	合 計	単 体	Scope1	Scope2	合 計
2013年度	110	2,861	2,971	2013年度	52	2,764	2,816
2023年度	172	1,604	1,776 (△40.2%)	2023年度	137	1,558	1,695 (△39.8%)
2024年度	177	1,665	1,842 (△38.0%)	2024年度	140	1,616	1,755 (△37.6%)

※2013年度のCO2排出量は、ガソリンと電気のみで算出しています。

※Scope2の排出量は、電力会社が発電時のCO2排出量に応じて年度毎に定める換算計数の変動の影響から、電力使用量が同じであっても変動いたします。

○ 機会指標

当行は、ESG（環境・社会・ガバナンス）の視点や、SDGsの達成に向けた企業活動に期待が高まっていることから、以下の11分野を社会課題の解決に資する「サステナブル分野」と定め、資金供給をより一層強化してまいります。

サステナブル分野	①研究開発 ②環境・エネルギー事業 ③医療・介護・健康関連・保育・育児事業 ④高齢者向け事業 ⑤観光事業 ⑥農林水産業・農商工連携事業 ⑦防災対策事業 ⑧食料品加工・製造関連事業 ⑨起業・事業再編 ⑩デジタル・クリエイティブ事業 ⑪カーボンニュートラル（脱炭素）事業
----------	---

当行は、地域の事業者の脱炭素化の推進やSDGsの達成に向けた取り組みをサポートするため、「こうぎん・グリーン・ファンド」を活用した投融資を積極的に推進し、地域のサステナビリティ向上に貢献してまいります。

こうぎん・グリーン・ファンド	
投融資の目標（累計実行額）	2,000億円
投融資の実績（累計実行額）	298億円
取組期間	2023年3月31日から2030年3月31日まで
対象事業および資金使途	国際原則や高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づく投融資など、脱炭素化に資する事業向けの運転資金および設備資金

○ 炭素関連資産

当行の貸出金に占める炭素関連資産（エネルギー、運輸、素材・建築物、農業・食糧・林産品）の貸出金に占める割合は32.10%です。ただし、再生可能エネルギー発電事業等を除いております。

（2025年3月31日基準）

エネルギー	運輸	素材・建築物	農業・食糧・林産品
1.92%	3.17%	23.52%	3.47%

②人的資本に関する課題と取り組み等（当行単体）

事業内容が異なる連結グループ全体での設定が困難なため、当行単体で指標及び目標を設定しております。

当行は、取締役には社内社外それぞれ1名ずつ女性取締役を選任しており、さらに支店長にも4名起用しておりますが、将来の経営幹部としての役割を期待される女性の総合職が少ないことを課題と認識しております。また賃金の高い上位職ほど女性の占める割合が低いことが、男女の賃金に差異が生じる主な要因であると考えております。なお、職位・職務等が同等であれば男女間で賃金の差異が生じることはありません。

この認識のもと、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、一般事業主行動計画を策定し、本計画に沿って、女性が活躍できる雇用環境の整備に努めております。

○ 一般事業主行動計画

2025年3月31日に前計画期間が終了し、計画目標2項目につきましては目標を達成することができましたが、自主目標3項目につきましては目標達成には至りませんでした。

未達成となった項目については、人員構成の変化や営業体制強化の取り組みなどが要因として挙げられます。これらの項目は、引き続き重要な課題であると認識しており、更なる業務効率化を図るなど、組織全体での取り組みを強化してまいります。

新計画は、中期経営計画に掲げるウェルビーイングの向上および新人事制度の内容を踏まえ、前計画では目標に届かなかった管理職の女性比率について、さらに高い目標を設定することとし、下記3項目を計画目標として掲げ、引き続き女性活躍の推進およびワークライフバランス（WLB）の実現に向けて取り組んでまいります。

前計画（計画期間2022年4月1日～2025年3月31日）

《女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画》

1. 計画期間

2022年4月1日 ～ 2025年3月31日

2. 計画目標（2025年3月31日）および実績（2025年3月31日現在）等

<目標1>女性総合職数を増やす

総合職の女性比率 数値目標 10%以上 実績 11.6%

<目標2>WLBを実現できる職場環境の整備

有給休暇取得率 数値目標 65%以上 実績 76.8%

※女性活躍推進に係る上記以外の自主取組目標（計画期間、目標および実績の時期は同上）

<目標1>男女の平均継続勤務年数の差異の縮小

継続年数の差異 数値目標 80%以上 実績 76.8%

<目標2>女性管理職を増やす

管理職の女性比率 数値目標 30%以上 実績 27.9%

<目標3>WLBを実現できる職場環境の整備

所定外労働時間 数値目標 15時間以内 実績 16時間56分

新一般事業主行動計画（計画期間2025年4月1日～2028年3月31日）

《女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画》

1. 計画期間

2025年4月1日 ～ 2028年3月31日

2. 計画目標（2028年3月31日）および実績（2025年3月31日現在）等

<目標1>女性管理職（課長級以上）を増やす

課長級以上の女性比率 数値目標 35%以上 実績 27.9%

<目標2>男性の育児休業等の取得状況を次の水準とする

男性の育児休業等の取得率 数値目標 100%以上 実績 100%

<目標3>WLBを実現できる職場環境の整備

有給休暇取得率 数値目標 80%以上 実績 76.8%

《女性が活躍できる環境の整備に向けた取り組み》

1. 育児休業者を対象にした「遅出・早退制度」の導入
2. 職場以外でもスマートフォン、タブレット、パソコンを使ってキャリアアップのための学習ができる「e-ラーニングシステム」の導入
3. 結婚・育児等により退職した職員が職場復帰できる「キャリアリターン制度」の導入
4. 女性管理職の育成を目的とした研修の実施
5. 非正規社員から正社員への転換が可能となる「職員登用制度」の導入

一般事業主行動計画や女性が活躍できる雇用環境の整備に向けた取組につきましては、当行ホームページをご参照ください。

《次世代育成支援・女性活躍推進》

<https://www.kochi-bank.co.jp/about/csr/rewarding-work/women-empowerment/>

《一般事業主行動計画》

<https://www.kochi-bank.co.jp/about/csr/rewarding-work/action-plan/>

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当行が判断したものであります。

当行及びグループ各社は、これらのリスク及び各社固有のリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

(特に重要なリスク)

(1) 信用リスクについて

当行は、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、与信ポートフォリオ管理を行い信用リスクの分散にも留意しており、リスク管理部門はモニタリング結果を定期的にリスク管理委員会に報告しております。

また、原材料やエネルギーなどの価格高騰や米国の関税政策の対応による影響が、事業規模を問わず幅広い業種に出ることが予想されますが、当行は関係機関と緊密に連携し、取引先の資金繰り支援に全力を尽くすとともに、様々なソリューション提供を行うことで、取引先の事業を支援していきたいと考えています。

① 不良債権について

貸出先の経営状況の変化や景気動向、とりわけ経営基盤としている高知県の景気動向によっては、当行の不良債権が増加する可能性があります。なお、当行は不良債権への対応を経営の主要課題と位置付け、その処理を進めておりますが、原材料価格の高騰の影響が深刻化した場合等で想定以上の処理費用が発生する可能性があります。

② 貸倒引当金について

当行は、貸出先の状況、担保・保証の価値及び過去の貸倒実績率等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離し、貸倒引当金を超える可能性があるとともに、経済環境の悪化、担保価値の下落又はその他予期せぬ事由により設定した見積り等を変更せざるを得なくなり、貸倒引当金の積み増しが発生する可能性があります。

③ 経営改善支援について

地域経済においては、雇用所得環境が改善し、個人消費の持ち直しが見られる一方で、円安等を起因とする原材料価格の高騰等の影響を受け困難な経営状況にある中小企業等の健全化に向け、当行は経営改善支援の取組を通じて、地域経済の活性化や発展に貢献していく必要があると認識しています。この認識のもと、経営改善支援を強化するため、必要に応じて外部専門家等とも連携し実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定に向けたサポートを行うとともに、その計画を完遂することに重点を置いた支援活動を行っておりますが、経営改善・再建が奏功しない場合には、企業の倒産が新たに発生する可能性があります。

④ 地元の経済状況について

当行は、本店を高知県におき、四国島内の他3県のほか、東京都、大阪府、岡山県で営業展開しておりますが、営業の主要な基盤は高知県であります。地元の高知県は、相対的に公共投資への依存度が他県に比べ高く、経済規模も小さいことから、日本経済はもとより、地元経済の悪化が当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場リスクについて

当行は、下記の金利リスクや価格変動リスク等についてバリュー・アット・リスク (VaR) などによりリスク量を計量化し、リスク管理委員会で市場リスク量が自己資本の一定範囲に収まっていることを確認するとともに、市場リスクの適切なコントロールに努めております。

① 金利リスクについて

資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は市場金利の動向の影響を受けております。これらの資金運用と資金調達との金額又は期間等のミスマッチが生じている状況において、予期せぬ金利変動が生じた場合、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 有価証券の価格変動リスクについて

当行は、資金の運用効率を高めるため、有価証券運用を重視しております。有価証券運用に当たっては年度毎に取締役会で方針を決定し、また運用ポジションの限度額やロスカットルールを半期毎に定め、厳格なリスク管理を行っております。これらの保有有価証券は、金利上昇等の市場の変動や発行体の信用状況の変化によって、価格が低下する可能性があります。また、大幅な価格下落が継続する場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当行の経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(その他の重要なリスク)

(1) 流動性リスクについて

当行は、資金の大半を預金により調達しておりますが、予期せぬ預金の流出等によって、資金繰りに支障を来とし、あるいは通常よりも割高な金利での調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。

流動性リスクの主管部である市場金融部においては資金繰り管理部門（キャッシュ・フロー管理）と流動性リスク管理部門（ALM管理）を分離することにより相互牽制機能確保する体制としております。

(2) オペレーショナル・リスクについて

当行は、リスク顕現化の未然防止と発生時の影響を極小化することをオペレーショナル・リスク管理の基本方針としております。オペレーショナル・リスク統括管理部署の経営統括部、事務リスクの主管部の部店サポート部、システムリスクの主管部のITイノベーション部、法務リスクの主管部のコンプライアンス統括部、人的リスク・有形資産リスクの主管部の人事総務部が、リスクの状況についてモニタリングを行うとともに、業務運営部署を指導・監督しております。

① 事務リスクについて

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、証券・保険などの業務も行っており、こうした業務毎に規程・事務取扱要領・マニュアル等を定め、事務の厳正化に努めておりますが、故意又は過失等による事務事故が発生し、損失を被る可能性があります。

② システムリスクについて

当行は、コンピュータシステムの安全稼働に万全を期すとともに、外部からの不正アクセスや情報漏洩の防止等セキュリティ対策を講じておりますが、当行及び外部のコンピュータシステムに障害が発生した場合は、業務に制限が加わる可能性や当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法務リスクについて

当行は、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家や部署間との連携を行いながら、リスクの極小化に努めておりますが、法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因として、損失あるいはトラブル等が発生する可能性があります。

④ 人的リスクについて

当行では、職員等に対する面談の実施や職員等の勤務時間、休暇取得状況などの確認を通じて、人事管理上のリスク発生の未然防止に努めております。

⑤ 有形資産リスクについて

当行では、強盗や交通事故などによる被害に備えた訓練の実施、建物の耐震対策等の強化、必要なセキュリティ対策の導入など、適切な措置を講じることでリスクの管理と抑制に努めております。

⑥ 風評リスクについて

当行は、「風評リスク発生時の緊急時対応計画（コンティンジェンシープランⅡ）」を制定し、風評リスク発生時に適切に対応策を講じるよう体制の整備を行っておりますが、銀行業界及び当行に対するネガティブな報道や悪質な風評が流布された場合には、その内容の正確性にかかわらず当行の業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自己資本比率について

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、単体及び連結自己資本比率を銀行法で定められている国内基準の4%以上に維持する必要があります。当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。

十分な自己資本を確保するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスク量と自己資本の相対比較、与信集中リスクや金利リスクが自己資本に与える影響度の分析、検討等を行っております。

(4) 繰延税金資産について

当行は、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見積額の変更等により、当行が繰延税金資産の一部または全部の回収が困難であると判断した場合、当行は繰延税金資産を取り崩すことになり、その結果、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 退職給付関係について

退職給付債務を計算する前提となる割引率等の基礎率の変更、退職給付水準の改定、ならびに年金資産の運用実績等の要因により、退職給付費用が増加する可能性があります。

(6) 固定資産の減損会計について

2006年3月期から固定資産の減損に係る会計基準が適用されており、当行におきましても減損会計を適用しております。今後の事業年度においても、収益性の低下や地価の下落、使用範囲又は方法の変更等により、当行が所有する固定資産に減損損失が発生する可能性があり、それにより当行の経営成績は影響を受ける可能性があります。

(7) お客さま情報の管理について

当行は、業務の運営に際して、多数の個人情報をはじめとするお客さまの情報を取得し、利用しております。当行は、個人情報保護法に定められる個人情報取扱事業者として、当該法令に基づき個人情報の利用目的の公表又は通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求、個人情報の苦情処理等の対応を行うなど、お客さま情報の管理体制を構築しておりますが、将来において、お客さま情報の漏洩等、法令に反した場合は、主務大臣からの勧告及び命令、罰則規定の適用を受けるほか、当行への損害賠償請求や信用の低下等により、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 当行のビジネス戦略が奏功しないリスクについて

当行は、収益拡大を図るため、中小企業向け貸出及び個人向け貸出の増大や投資信託等の販売強化など、多様なビジネス戦略を実施しておりますが、様々な要因により想定した結果を得られない可能性があります。

(9) 主要な事業の前提事項に関するリスクについて

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条及び同第27条にて、業務の停止等及び免許の取消等となる要件が定められており、これに該当した場合、業務の停止等及び免許の取消等が命じられます。

なお、現時点において、当行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障を来すとともに、経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また当行は、前記の銀行法をはじめとする各種規制及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、法令諸規則、会計制度及び税制等が変更された場合には、当行の業務運営や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 災害により損失を被るリスクについて

当行は、金融は経済活動を支える重要な社会インフラであると認識しており、災害等発生時における現金供給や資金決済などの金融機能を維持するため、業務継続計画（BCP）の策定、役職員の安否確認システムの導入、店舗等の耐震化、定期的な防災訓練の実施などの対策を講じております。

当行の主要な営業基盤である高知県を中心とした南海トラフ地震が発生した場合や台風などの自然災害の被害を受けた場合には、店舗の損壊等、被災による損害のほか、取引先の被災による信用リスクの上昇を通じて、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費の一部に足踏みがみられたものの、公共投資は底堅く推移し、設備投資も持ち直しの動きが継続しており、全体としては緩やかな回復の動きとなりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、住宅投資は弱めの動きが継続し、生産は一部に弱さがみられたものの、設備投資は持ち直しの動きとなりました。また、個人消費は堅調に推移しており、雇用所得環境も改善しつつあり、全体としては緩やかな持ち直しの動きとなりました。

このような情勢のもと、当連結会計年度における経営成績は、次のとおりとなりました。

譲渡性預金を含めた預金等は、一般法人預金、個人預金、金融機関預金が減少しましたが、公金預金が増加したことから、前連結会計年度末比33億円増加（0.32%増加）して、当連結会計年度末残高は1兆316億円となりました。一方、貸出金は、運輸業・郵便業、金融業・保険業、製造業等が増加しましたが、各種サービス業、地方公共団体等が減少したことから、前連結会計年度末比18億円減少（0.24%減少）して、当連結会計年度末残高は7,455億円となりました。また、有価証券は、国債が増加しましたが、社債、その他の証券等が減少したことから、前連結会計年度末比149億円減少（5.01%減少）して、当連結会計年度末残高は2,839億円となりました。

この結果、連結ベースにおける総資産は、前連結会計年度末比111億円増加（0.97%増加）して、当連結会計年度末残高は1兆1,534億円、負債は前連結会計年度末比189億円増加（1.75%増加）して、当連結会計年度末残高は1兆993億円、純資産は前連結会計年度末比78億円減少（12.59%減少）して、当連結会計年度末残高は541億円となりました。

損益面では、連結経常収益は、国債等債券売却益の増加等により、前連結会計年度比4億89百万円増加して234億79百万円となりました。一方、連結経常費用は、国債等債券償還損の増加等により、前連結会計年度比12億17百万円増加して222億54百万円となりました。この結果、連結経常利益は、前連結会計年度比7億28百万円減少して12億24百万円となりました。

特別損益、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減後の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比3億90百万円減少して8億60百万円となりました。

なお、セグメント情報における業績については、銀行業務での経常収益は前連結会計年度比3億65百万円増加して178億40百万円、経常費用は前連結会計年度比9億28百万円増加して167億72百万円、セグメント損益は前連結会計年度比5億63百万円減少して10億67百万円の利益、セグメント資産は前連結会計年度比106億26百万円増加して1兆1,425億95百万円、セグメント負債は前連結会計年度比186億92百万円増加して1兆940億46百万円となりました。

リース業務での経常収益は前連結会計年度比2億95百万円増加して54億35百万円、経常費用は前連結会計年度比3億79百万円増加して52億86百万円、セグメント損益は前連結会計年度比83百万円減少して1億48百万円の利益、セグメント資産は前連結会計年度比3億93百万円増加して120億98百万円、セグメント負債は前連結会計年度比1億87百万円増加して73億93百万円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は前連結会計年度比1億29百万円減少して3億75百万円、経常費用は前連結会計年度比62百万円減少して3億63百万円、セグメント損益は前連結会計年度比66百万円減少して11百万円の利益、セグメント資産は前連結会計年度比25百万円増加して33億14百万円、セグメント負債は前連結会計年度比31百万円減少して21億18百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比317億26百万円増加して、期末残高は943億6百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

譲渡性預金の増加等により258億60百万円となりました。（前連結会計年度比 479億32百万円増加）

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の運用等により62億79百万円となりました。（前連結会計年度比 122億15百万円増加）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

自己株式の取得等により△4億13百万円となりました。（前連結会計年度比 172億93百万円増加）

③ 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度における資金運用収支は、前連結会計年度比 5 億86百万円減少して129億76百万円となりました。これは国内業務部門で同 3 億 2 百万円減少して124億円、国際業務部門で同 2 億83百万円減少して 5 億76百万円となったことによるものであります。

役務取引等収支は、前連結会計年度比 1 億64百万円増加して12億44百万円となりました。これは国内業務部門で同 1 億62百万円増加して12億34百万円となったこと等によるものであります。

その他業務収支は、前連結会計年度比 1 億 5 百万円減少して△13億49百万円となりました。これは国内業務部門で同88百万円減少して△ 6 億89百万円、国際業務部門で同16百万円減少して△ 6 億60百万円となったことによるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	12,702	860	13,563
	当連結会計年度	12,400	576	12,976
うち資金運用収益	前連結会計年度	12,871	902	13 13,759
	当連結会計年度	13,107	630	24 13,713
うち資金調達費用	前連結会計年度	168	41	13 196
	当連結会計年度	707	54	24 736
役務取引等収支	前連結会計年度	1,071	9	1,080
	当連結会計年度	1,234	10	1,244
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,491	16	2,507
	当連結会計年度	2,635	16	2,652
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,420	6	1,426
	当連結会計年度	1,401	5	1,407
その他業務収支	前連結会計年度	△600	△644	△1,244
	当連結会計年度	△689	△660	△1,349
うちその他業務収益	前連結会計年度	5,074	43	5,117
	当連結会計年度	6,003	0	6,003
うちその他業務費用	前連結会計年度	5,674	687	6,361
	当連結会計年度	6,692	660	7,353

- (注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度 0 百万円、当連結会計年度 0 百万円）を控除して表示しております。

④ 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度における資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比116億78百万円増加して1兆1,049億60百万円となりました。内訳は、国内業務部門で同128億55百万円増加して1兆1,028億48百万円、国際業務部門で同108億98百万円減少して376億71百万円であります。

資金運用利回りは前連結会計年度比0.01ポイント低下して1.24%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比171億33百万円増加して1兆802億1百万円となりました。内訳は、国内業務部門で同182億81百万円増加して1兆780億72百万円、国際業務部門で同108億69百万円減少して376億88百万円であります。

資金調達利回りは、前連結会計年度比0.05ポイント上昇して0.06%となりました。

この結果、国内・国際業務部門合計で、受取利息は前連結会計年度比46百万円減少して137億13百万円、支払利息は同5億39百万円増加して7億36百万円となりました。

イ. 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(45,281) 1,089,993	(13) 12,871	1.18
	当連結会計年度	(35,559) 1,102,848	(24) 13,107	1.18
うち貸出金	前連結会計年度	723,923	9,525	1.31
	当連結会計年度	726,112	9,723	1.33
うち有価証券	前連結会計年度	255,609	3,234	1.26
	当連結会計年度	279,939	3,228	1.15
うち預け金	前連結会計年度	65,178	98	0.15
	当連結会計年度	61,237	130	0.21
資金調達勘定	前連結会計年度	1,059,791	168	0.01
	当連結会計年度	1,078,072	707	0.06
うち預金	前連結会計年度	1,006,957	148	0.01
	当連結会計年度	1,017,054	626	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	16,829	1	0.01
	当連結会計年度	11,853	19	0.16
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2	0	0.25
うち借入金	前連結会計年度	37,058	17	0.04
	当連結会計年度	50,225	61	0.12

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国内業務部門から除いております。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の子会社については、主として月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度4,425百万円、当連結会計年度1,529百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,069百万円、当連結会計年度1,069百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除して表示しております。

5. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

ロ. 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	48,570	902	1.85
	当連結会計年度	37,671	630	1.67
うち貸出金	前連結会計年度	5,685	190	3.35
	当連結会計年度	4,219	140	3.33
うち有価証券	前連結会計年度	41,254	703	1.70
	当連結会計年度	31,662	481	1.51
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(45,281) 48,557	(13) 41	0.08
	当連結会計年度	(35,559) 37,688	(24) 54	0.14
うち預金	前連結会計年度	2,949	9	0.33
	当連結会計年度	2,024	23	1.18
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	312	18	5.80
	当連結会計年度	99	5	5.24
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

（注） 1. 「国際業務部門」とは、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方法）により算出しております。

3. （ ）内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

4. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度5百万円、当連結会計年度3百万円）を、控除して表示しております。

5. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

ハ. 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	1,093,282	13,759	1.25
	当連結会計年度	1,104,960	13,713	1.24
うち貸出金	前連結会計年度	729,609	9,715	1.33
	当連結会計年度	730,332	9,863	1.35
うち有価証券	前連結会計年度	296,863	3,937	1.32
	当連結会計年度	311,601	3,709	1.19
うち預け金	前連結会計年度	65,178	98	0.15
	当連結会計年度	61,237	130	0.21
資金調達勘定	前連結会計年度	1,063,068	196	0.01
	当連結会計年度	1,080,201	736	0.06
うち預金	前連結会計年度	1,009,907	158	0.01
	当連結会計年度	1,019,079	650	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	16,829	1	0.01
	当連結会計年度	11,853	19	0.16
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	312	18	5.80
	当連結会計年度	99	5	5.24
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2	0	0.25
うち借入金	前連結会計年度	37,058	17	0.04
	当連結会計年度	50,225	61	0.12

- （注） 1. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度4,430百万円、当連結会計年度1,532百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,069百万円、当連結会計年度1,069百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除して表示しております。
3. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

⑤ 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度における役務取引等収益は、前連結会計年度比 1 億44百万円増加して26億52百万円となりました。これは、国内業務部門で同 1 億43百万円増加して26億35百万円となったこと等によるものであります。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比19百万円減少して14億 7 百万円となりました。これは国内業務部門で同18百万円減少して14億 1 百万円となったこと等によるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	2,491	16	2,507
	当連結会計年度	2,635	16	2,652
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	583	—	583
	当連結会計年度	614	—	614
うち為替業務	前連結会計年度	507	15	522
	当連結会計年度	510	16	526
うち証券関連業務	前連結会計年度	503	—	503
	当連結会計年度	581	—	581
うち代理業務	前連結会計年度	28	—	28
	当連結会計年度	25	—	25
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	5	—	5
	当連結会計年度	6	—	6
うち保証業務	前連結会計年度	27	0	27
	当連結会計年度	22	0	23
役務取引等費用	前連結会計年度	1,420	6	1,426
	当連結会計年度	1,401	5	1,407
うち為替業務	前連結会計年度	41	6	48
	当連結会計年度	43	5	49

（注） 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

⑥ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	1,025,918	1,904	1,027,823
	当連結会計年度	996,044	2,692	998,737
うち流動性預金	前連結会計年度	593,551	—	593,551
	当連結会計年度	581,782	—	581,782
うち定期性預金	前連結会計年度	430,562	—	430,562
	当連結会計年度	412,362	—	412,362
うちその他	前連結会計年度	1,804	1,904	3,709
	当連結会計年度	1,899	2,692	4,591
譲渡性預金	前連結会計年度	500	—	500
	当連結会計年度	32,900	—	32,900
総合計	前連結会計年度	1,026,418	1,904	1,028,323
	当連結会計年度	1,028,944	2,692	1,031,637

（注） 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

⑦ 貸出金残高の状況

イ. 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	747,342	100.00	745,537	100.00
製造業	59,317	7.94	60,410	8.10
農業、林業	3,361	0.45	3,063	0.41
漁業	5,926	0.79	6,353	0.85
鉱業、採石業、砂利採取業	594	0.08	552	0.08
建設業	40,471	5.41	39,117	5.25
電気・ガス・熱供給・水道業	30,397	4.07	28,121	3.77
情報通信業	9,596	1.28	9,116	1.22
運輸業、郵便業	21,587	2.89	26,222	3.52
卸売業、小売業	91,335	12.22	89,339	11.98
金融業、保険業	59,051	7.90	63,301	8.49
不動産業、物品賃貸業	113,872	15.24	114,203	15.32
各種サービス業	109,902	14.71	106,599	14.30
地方公共団体	82,573	11.05	80,271	10.77
その他	119,355	15.97	118,863	15.94
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	747,342	—	745,537	—

（注）「国内」とは当行及び国内子会社であります。

ロ. 外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

⑧ 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	8,930	—	8,930
	当連結会計年度	21,972	—	21,972
地方債	前連結会計年度	4,305	—	4,305
	当連結会計年度	2,938	—	2,938
社債	前連結会計年度	199,872	—	199,872
	当連結会計年度	185,370	—	185,370
株式	前連結会計年度	18,152	—	18,152
	当連結会計年度	17,449	—	17,449
その他の証券	前連結会計年度	32,202	35,439	67,642
	当連結会計年度	26,185	29,999	56,185
合計	前連結会計年度	263,465	35,439	298,904
	当連結会計年度	253,915	29,999	283,915

（注）１．国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

２．「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2025年3月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	9.00
2. 連結における自己資本の額	573
3. リスク・アセットの額	6,377
4. 連結総所要自己資本額	255

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2025年3月31日
1. 自己資本比率（2／3）	8.82
2. 単体における自己資本の額	549
3. リスク・アセットの額	6,223
4. 単体総所要自己資本額	248

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものをいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年3月31日	2025年3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	39	33
危険債権	271	262
要管理債権	8	6
正常債権	7,370	7,345

(生産、受注及び販売等の状況)

(参考)

当行グループは銀行業が主体であり、業務の特殊性から該当する情報はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであり、将来に関する事項は不確実性を内在、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

① 財政状態

イ. 資産の部

○貸出金

貸出金は、金融仲介機能を発揮して地域中小企業の資金繰り支援に真摯に取り組んでまいりましたが、前連結会計年度末比18億円減少（0.24%減少）して、期末残高は7,455億円となりました。

業種別では、運輸業・郵便業、金融業・保険業等の増加もありましたが、各種サービス業、地方公共団体等で減少しました。

・金融再生法開示債権及びリスク管理債権の状況

地域企業に対する再建支援を行うとともに、経営破綻した先については、債権売却等による不良債権のオフバランス化を進めた結果、金融再生法開示債権及びリスク管理債権は、前連結会計年度末に比べ17億円減少して306億円となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度末(A)	当連結会計年度末(B)	増減(B)－(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	4,283	3,557	△726
危険債権	27,345	26,491	△854
要管理債権	820	627	△193
三月以上延滞債権額	180	—	△180
貸出条件緩和債権	639	627	△12
小計	32,448	30,677	△1,771
正常債権	746,539	744,508	△2,031
合計	778,988	775,185	△3,803

○有価証券

有価証券は、長期安定的な収益の確保を目指す運用に努めた結果、前連結会計年度末に比べ、149億円減少（5.01%減少）して、期末残高は2,839億円となりました。

ロ. 負債の部

○預金

預金は、公金預金は増加しましたが、一般法人預金、個人預金、金融機関預金が減少した結果、前連結会計年度末に比べ290億円減少(2.82%減少)して、期末残高は9,987億円となりました。

ハ. 純資産の部

当連結会計年度末は、その他有価証券評価差額金が82億円減少したこと等により、純資産の部の合計は前連結会計年度末に比べ78億円減少（12.59%減少）して、541億円となりました。内訳では、資本金は154億円、資本剰余金は103億円、利益剰余金は305億円、その他有価証券評価差額金は△84億円となっております。

・連結自己資本比率（国内基準）

自己資本額は、前連結会計年度末に比べ2億円増加して573億円となりました。

また、リスク・アセットは同325億円減少して6,377億円となりました。

この結果、連結自己資本比率（国内基準）は、前連結会計年度末に比べ0.47ポイント上昇して9.00%となりました。

② 経営成績

当連結会計年度の連結経常収益は、国債等債券売却益の増加等を主因に前連結会計年度に比べ4億89百万円増加して234億79百万円となりました。一方、連結経常費用は、国債等債券償還損や国債等債券売却損の増加等を主因に、同12億17百万円増加して222億54百万円となりました。この結果、連結経常利益は、同7億28百万円減少して12億24百万円となりました。これに特別損益、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減後の親会社株主に帰属する当期純利益は同3億90百万円減少して8億60百万円となりました。

資金運用収支は、前連結会計年度に比べ貸出金利息が増加しましたが、有価証券利息配当金が減少し、預金利息が増加したこと等により、5億86百万円減少して129億76百万円となりました。

役務取引等収支は、投信販売手数料等の役務取引等収益が増加し、支払保証料等の役務取引等費用が減少したことにより、同1億64百万円増加して12億44百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券損益の減少等により、同1億5百万円減少して△13億49百万円となりました。

営業経費は、税金の減少等により、同94百万円減少して118億70百万円となりました。

その他経常収支は、貸出金償却の減少を主因にその他経常費用が同2億円減少しましたが、株式等売却益の減少を主因にその他経常収益が同4億94百万円減少したことにより、同2億94百万円減少して2億23百万円となりました。

③ セグメントごとの財政状態及び経営成績

セグメント情報における業績については、銀行業務での経常収益は国債等債券売却益の増加等により、前連結会計年度比3億65百万円増加して178億40百万円、経常費用は国債等債券償還損の増加等により、前連結会計年度比9億28百万円増加して167億72百万円となりました。この結果、セグメント損益は前連結会計年度比5億63百万円減少して10億67百万円の利益となりました。セグメント資産は預け金の増加等により、前連結会計年度比106億26百万円増加して1兆1,425億95百万円、セグメント負債は借入金の増加等により、前連結会計年度比186億92百万円増加して1兆940億46百万円となりました。

リース業務での経常収益は割賦収入の増加等により、前連結会計年度比2億95百万円増加して54億35百万円、経常費用は割賦原価の増加等により、前連結会計年度比3億79百万円増加して52億86百万円となりました。この結果、セグメント損益は前連結会計年度比83百万円減少して1億48百万円の利益となりました。セグメント資産は割賦債権の増加等により、前連結会計年度比3億93百万円増加して120億98百万円、セグメント負債は借入金の増加等により、前連結会計年度比1億87百万円増加して73億93百万円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は有価証券売却益の減少等により、前連結会計年度比1億29百万円減少して3億75百万円、経常費用は営業経費の減少等により、前連結会計年度比62百万円減少して3億63百万円となりました。この結果、セグメント損益は前連結会計年度比66百万円減少して11百万円の利益となりました。セグメント資産は評価替えによる投資有価証券の残高増加等により、前連結会計年度比25百万円増加して33億14百万円、セグメント負債は未払金の減少等により、前連結会計年度比31百万円減少して21億18百万円となりました。

④ 経営目標の達成状況（単体）

中期経営計画（2024年4月～2027年3月）の主要計数目標及び達成状況につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 （3）経営環境」をご参照ください。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性

当行グループの中核事業は銀行業であることから、資金調達手段は主に預金であり、資金運用手段は主に貸出金、有価証券であります。当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は625億80百万円でありました。営業活動によるキャッシュ・フローは譲渡性預金の増加等により258億60百万円、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の運用等により62億79百万円、財務活動によるキャッシュ・フローは自己株式の取得等により△4億13百万円となったことから、期中現金及び現金同等物は317億26百万円増加して、期末残高は943億6百万円となっております。

なお、資本的支出や株主還元等は、自己資金で対応する予定です。

⑥ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、「本店・本部」および「はりまやITオフィス（旧東支店）」の内部修繕を実施いたしました。その結果、当連結会計年度の当行の設備投資総額は562百万円となりました。

なお、設備投資総額は会計上、有形固定資産又は無形固定資産として資産計上した金額であります。

クレジットカード業及びリース業については、重要な設備投資はありません。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2025年3月31日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行	－	本店	高知県高知市	銀行業	店舗	5,142.60	3,132	1,091	510	27	4,762	200
	－	西支店ほか28店	高知県高知市	銀行業	店舗	(4,795.42) 15,818.60	1,599	1,786	115	－	3,501	184
	－	室戸支店ほか1店	高知県室戸市	銀行業	店舗	(152.00) 1,300.92	38	44	8	－	91	8
	－	中芸支店	高知県奈半利町	銀行業	店舗	(6.98) 741.12	44	48	2	－	95	8
	－	安芸支店	高知県安芸市	銀行業	店舗	(5.67) 626.94	76	20	5	－	103	10
	－	野市支店ほか1店	高知県香南市	銀行業	店舗	(13.54) 1,369.99	86	22	7	－	115	15
	－	山田支店	高知県香美市	銀行業	店舗	(7.75) 1,126.42	55	11	2	－	69	8
	－	後免支店ほか2店	高知県南国市	銀行業	店舗	(2,605.16) 4,410.30	204	107	10	－	322	26
	－	豊永支店	高知県大豊町	銀行業	店舗	(19.01) 285.77	2	0	3	－	6	4
	－	嶺北支店	高知県土佐町ほか	銀行業	店舗	(10.75) 952.36	39	63	3	－	105	8
	－	伊野支店	高知県いの町	銀行業	店舗	(8.12) 871.97	138	43	4	－	185	8
	－	高岡支店	高知県土佐市	銀行業	店舗	(56.22) 800.99	116	19	4	－	141	11
	－	佐川支店	高知県佐川町	銀行業	店舗	(20.17) 955.77	59	57	2	－	119	12
	－	越知支店	高知県越知町	銀行業	店舗	(12.21) 589.69	46	45	3	－	95	4
	－	池川支店	高知県仁淀川町	銀行業	店舗	380.23	7	15	2	－	25	
	－	須崎東支店	高知県須崎市	銀行業	店舗	661.95	48	6	2	－	57	10
	－	梶原支店	高知県梶原町	銀行業	店舗	(22.42) 22.42	－	24	2	－	26	5
	－	窪川支店ほか1店	高知県四万十町	銀行業	店舗	297.51	14	18	4	－	36	12

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積（㎡）	帳簿価額（百万円）					
当行	－	大方出張所	高知県黒潮町	銀行業	店舗	(9.72) 9.72	－	－	－	－	－	－
	－	中村支店	高知県四万十市	銀行業	店舗	(17.20) 1,076.19	175	56	3	－	236	11
	－	清水支店	高知県土佐清水市	銀行業	店舗	(14.82) 2,000.21	72	121	7	－	201	7
	－	宿毛支店	高知県宿毛市	銀行業	店舗	－	－	1	2	－	3	10
	－	徳島支店	徳島県徳島市	銀行業	店舗	410.20	82	32	2	－	117	11
	－	阿南事務所	徳島県阿南市	銀行業	店舗	(992.00) 992.00	－	48	3	－	51	
	－	池田支店	徳島県三好市	銀行業	店舗	(6.23) 279.58	16	5	1	－	24	5
	－	城辺出張所	愛媛県愛南町	銀行業	店舗	713.79	13	14	－	－	28	－
	－	宇和島支店	愛媛県宇和島市	銀行業	店舗	611.80	40	6	4	－	51	7
	－	八幡浜事務所	愛媛県八幡浜市	銀行業	店舗	329.82	16	4	3	－	23	12
	－	松山支店	愛媛県松山市	銀行業	店舗	784.41	364	69	2	－	436	
	－	今治支店	愛媛県今治市	銀行業	店舗	1,028.81	123	144	3	－	271	8
	－	新居浜支店	愛媛県新居浜市	銀行業	店舗	826.50	97	17	2	－	117	8
	－	高松支店	香川県高松市	銀行業	店舗	942.97	105	49	7	－	161	7
	－	岡山支店	岡山県岡山市	銀行業	店舗	－	－	4	3	－	8	7
	－	大阪支店	大阪府大阪市	銀行業	店舗	－	－	3	2	－	6	9
	－	東京支店	東京都千代田区	銀行業	店舗	－	－	3	1	－	4	7
	－	計	－	－	－	(8,775.39) 46,361.55	6,818	4,009	748	27	11,604	642
	－	事務センター	高知県高知市	銀行業	事務セ ンター	1,211.76	1,021	318	－	－	1,339	46
	－	社宅	高知県高知市 ほか	銀行業	社宅	(797.15) 19,218.23	1,437	721	－	－	2,158	－
	－	その他の施設	高知県高知市 ほか	銀行業	その他	13,811.96	445	8	－	－	454	－
	－	合計	－	－	－	(9,572.54) 80,603.50	9,722	5,057	748	27	15,556	688
連結 子会社	株式会社 高銀ビジ ネス	本社	高知県高知市	銀行業	附属 建物	－	－	0	0	9	10	18
連結 子会社	オーシャ ンリース 株式会社	本社	高知県高知市	リース 業	宅地 建物 他	99.00	10	0	56	－	67	8

- (注) 1. 当行の主要な設備は、店舗、事務センター、社宅であるため、銀行業に一括計上しております。
2. 当行の土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め231百万円であります。
3. 当行の動産は、事務機械363百万円、その他384百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備117か所は上記に含めて記載しております。
5. 上記のほか、無形固定資産713百万円を計上しております。
6. 池田支店と越知支店は、同一従業員が隔日で交替営業しております。
7. 阿南事務所は徳島支店から、八幡浜事務所は松山支店から従業員を派遣しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資につきましては、店舗の改築や老朽設備の更改等に努めております。当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却、売却等は次のとおりであります。

(1) 新設、移転

万々支店の新築を予定しておりますが、現時点では投資予定金額等の具体的内容が未定のため、個別には記載しておりません。

(2) 除却、解体

該当ありません。

(3) 売却

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,900,000
第2種優先株式	1,000,000
計	40,900,000

(注) 当行の発行可能株式総数は、普通株式40,900,000株、第2種優先株式1,000,000株であり、その合計は41,900,000株となりますが、発行可能株式総数は40,900,000株とする旨を定款に規定しております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2025年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,244,800	10,244,800	東京証券取引所 スタンダード市場	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
第2種優先株式	680,000	680,000	非上場	(注) 1
計	10,924,800	10,924,800	—	—

(注) 1. 第2種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(1) 第2種優先配当金の額

当銀行は、定款第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）または第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、年率1.75%を乗じて算出した額（ただし、当該基準日が属する事業年度の初日（2023年3月31日に終了する事業年度にあっては2023年3月15日。いずれにおいても同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの期間につき日割計算（1年を365日とし、円位未満は切り捨てる。）により算出した額）の金銭（以下、「第2種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して下記(4)に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号もしくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号もしくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(4) 第2種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第2種優先中間配当金」という。）を支払う。

(5) 残余財産の分配

①当銀行は、残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

②第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

第2種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(7) 種類株主総会

当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(8) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2030年3月18日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、第2種優先株主に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第2種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第2種優先株主に対して交付するものとする。なお、第2種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

②取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第2種優先株式の取得と引換えに、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第2種優先配当金の額を日割計算（1年を365日とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(9) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2033年3月16日（以下、「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていない第2種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、第2種優先株主に対し、その有する第2種優先株式数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第2種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記③に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

③下限取得価額

下限取得価額は、505円とする（ただし、下記④による調整を受ける。）。

④ 下限取得価額の調整

イ. 第2種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下、「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記ハ. (i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本④において同じ。））その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。））または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ. (iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための修正を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降、これを適用する。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（ただし、効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、当銀行の取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。
- ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本④に準じて調整する。
- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。
- (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)および(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合には修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑤合理的な措置

上記③および④に定める下限取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(11) 優先順位

第1種優先株式および第2種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(12) 単元株式数

第2種優先株式の単元株式数は100株とする。

(13) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(14) その他

上記各号は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(ストックオプション等関係)に記載しております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年3月15日 (注) 1	680	18,424	3,400	22,944	3,400	15,151
2023年9月29日 (注) 2, 3	△7,500	10,924	△7,500	15,444	△7,500	7,651

(注) 1. 有償第三者割当(第2種優先株式)の発行株数680千株 発行価格10,000円 資本組入額5,000円

2. 会社法第447条第1項および同第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金を取崩し、同額をその他資本剰余金に振り替えた後、第1種優先株式の全てを取得し消却したものであります。

3. 資本金減資割合32.68%、資本準備金減資割合49.50%

(5) 【所有者別状況】

①普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式 の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	10	25	475	37	15	4,737	5,301	－
所有株式数 （単元）	6	6,918	2,939	39,469	4,897	520	46,981	101,730	71,800
所有株式数の 割合（％）	0.01	6.80	2.89	38.80	4.81	0.51	46.18	100.00	－

（注）自己株式78,257株（うち、ストックオプション制度に係るもの28,900株）は「個人その他」に782単元、「単元未満株式の状況」に57株含まれております。なお、当該自己株式には、業績連動型株式報酬制度導入のため設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当行株式89,435株は含まれておりません。

②第2種優先株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式 の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	7	－	20	－	－	－	27	－
所有株式数 （単元）	－	2,300	－	4,500	－	－	－	6,800	－
所有株式数の 割合（％）	－	33.82	－	66.18	－	－	－	100.00	－

(6) 【大株主の状況】

①所有株式数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の割合（%）
技研ホールディングス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	1,343	12.38
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	465	4.28
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	321	2.96
日色 隆善	東京都文京区	230	2.12
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235	208	1.91
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	206	1.90
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1	199	1.84
寺澤 佳代	高知県高知市	103	0.94
株式会社豊和銀行	大分県大分市王子中町4番10号	102	0.94
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	95	0.87
計	—	3,275	30.19

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託口） 321千株

2. 上記の発行済株式より除く自己株式には、業績連動型株式報酬制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当行株式は含まれておりません。
3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
4. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

②所有議決権数別

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合 (%)
技研ホールディングス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	13,432	13.30
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	4,650	4.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,219	3.18
日色 隆善	東京都文京区	2,300	2.27
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	2,063	2.04
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1	1,697	1.68
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235	1,580	1.56
寺澤 佳代	高知県高知市	1,030	1.02
株式会社豊和銀行	大分県大分市王子中町4番10号	1,024	1.01
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	954	0.94
計	—	31,949	31.64

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 3,219個

2. 上記①所有株式数別に記載している株式会社ヨンキュウ所有のうち50千株および株式会社技研製作所所有のうち30千株は第2種優先株式であり、議決権を有しておりません。なお、第2種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

3. 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第2種優先株式 680,000	—	(注) 1
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 78,200	—	当行保有の普通株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,094,800	100,948	(注) 2
単元未満株式	普通株式 71,800	—	一単元 (100株) 未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	10,924,800	—	—
総株主の議決権	—	100,948	—

(注) 1. 第2種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」には、業績連動型株式報酬制度に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当行株式89千株 (議決権894個) が含まれております。なお、当該議決権の数894個は、議決権不行使となっております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が57株含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	78,200	—	78,200	0.71
計	—	78,200	—	78,200	0.71

(注) 業績連動型株式報酬制度導入のため設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当行株式89千株は、上記自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当行は、2017年6月27日開催の第137期定時株主総会において、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ）に対して新たに業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

①本制度の概要

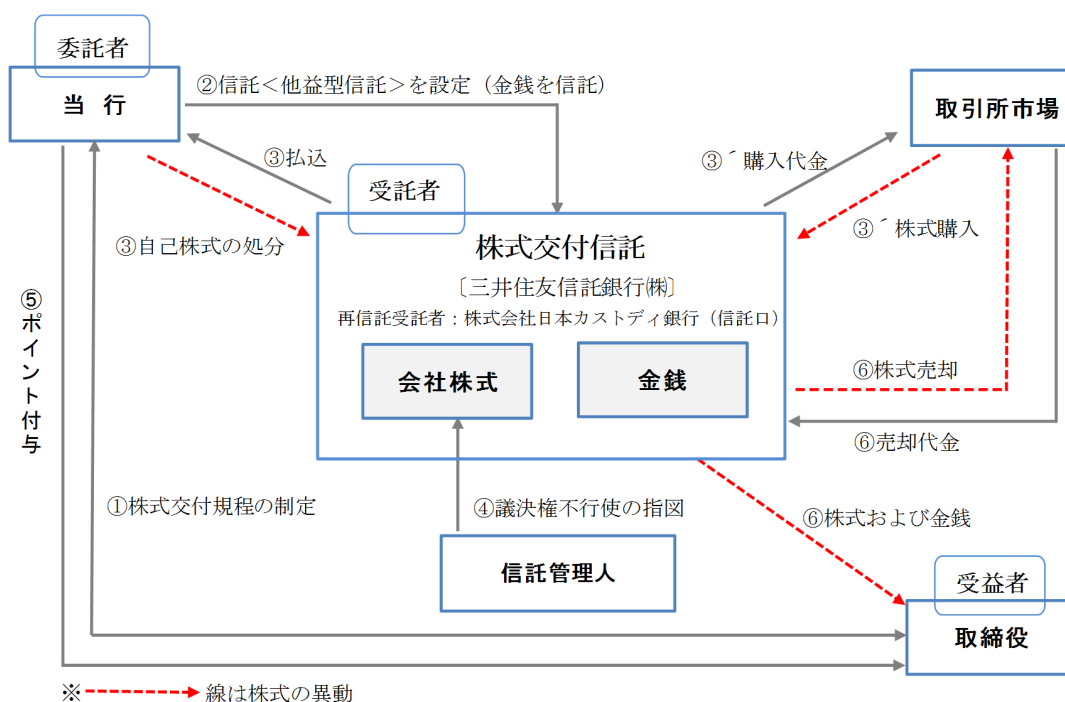
当行は取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、本制度を導入することといたしました。

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、各取締役に対して、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

本信託は当初信託期間を4年間とし、本制度により当行株式を取締役に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に72百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として当行が拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に54百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出いたします。

<本制度の仕組>



- ① 当行は取締役を対象とする株式交付規程（以下「本規程」といいます。）を制定します。
- ② 当行は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（「本信託」）。その際、当行は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて本規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当行から独立している者としてします。）を定めます。
- 本信託内の当行株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 本規程に基づき、当行は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 本規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当行株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ本規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当行株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
- なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行（信託口）に信託財産を管理委託（再信託）します。

②対象者に給付する予定株式の総数又は総額

株式の総数	75,200株
株式の総額	111,399千円

③本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行の取締役（社外取締役を除く。）のうち給付要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	570	470,181
当期間における取得自己株式	30	22,200

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	78,257	—	78,287	—

(注) 1. 業績連動型株式報酬制度導入のため設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当行株式89千株は、上記保有自己株式に含まれておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの行使、単元未満株式の買取及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、地域金融機関として公共的、社会的使命を果たすため、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、配当につきましては、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配分する方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株当たり15.00円、第2種優先株式1株当たり87.50円として、2025年6月25日開催の定時株主総会にお諮りする予定であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）		1株当たり配当金（円）	
2024年11月12日 取締役会	普通株式	101	普通株式	10.00
	第2種優先株式	59	第2種優先株式	87.50
2025年6月25日 定時株主総会決議 （予定）	普通株式	152	普通株式	15.00
	第2種優先株式	59	第2種優先株式	87.50

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- 株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果断な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- 地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- 取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を発揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

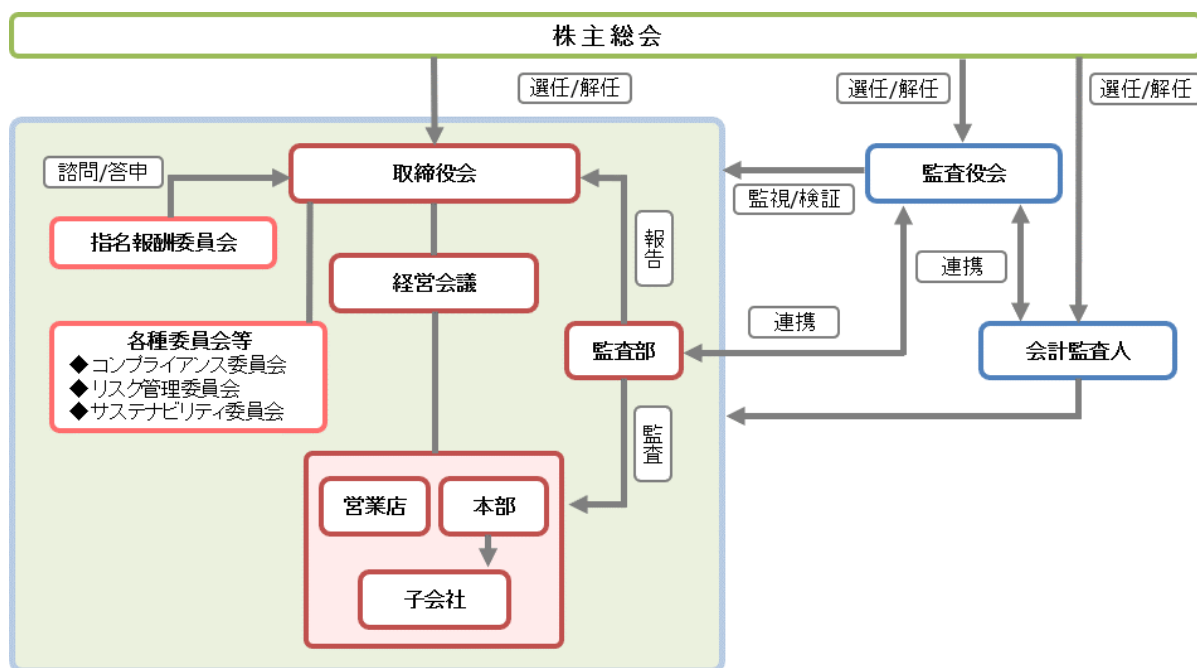
② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、取締役会を経営の最高意思決定機関及び監督機関としており、その他経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等により、経営や業務執行の重要事項について経営判断を行っています。2025年6月24日（有価証券報告書提出日）現在、取締役会のメンバーは9名で、このうち3名が社外取締役であります。また、2018年11月より、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

なお、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役8名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当行の取締役は8名（うち社外取締役3名）となる予定であります。

当行は、監査役会設置会社として、2025年6月24日（有価証券報告書提出日）現在、3名の監査役を選任し、そのうち2名は社外監査役を選任しております。各監査役は、取締役会のほか、各種重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、本部及び各営業店で、業務及び財産の状況を調査するなど、中立・公正な見地から客観的に経営及び業務執行に関する監査を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保できていると考えております。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



イ. 取締役会

2025年6月24日（有価証券報告書提出日）現在、当行の取締役数は9名で構成しております。このうち3名が社外取締役です。取締役会は、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項につきましても、取締役会規程で定める付議基準に基づき、報告を受け、協議を行い、または決議しております。また、取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めております。取締役会は、毎月1回以上開催することとしており、2024年度には17回開催しております。個々の出席状況は以下のとおりであります。

取締役会構成員（2025年6月24日まで）

氏 名	役職名	出席回数/開催回数	備考
森 下 勝 彦	取締役会長	17回/17回	
海 治 勝 彦	取締役頭取	17回/17回	議長
河 合 祐 子	取締役副頭取	16回/17回	
田 村 忍	常務取締役	17回/17回	
吉 村 卓 浩	常務取締役	17回/17回	
深 見 英 治	常務取締役	17回/17回	
北 川 展 子	社外取締役	17回/17回	
井 奥 和 男	社外取締役	17回/17回	
近 谷 逸 郎	社外取締役	17回/17回	
山 田 浩	社外監査役	17回/17回	
荻 谷 正 人	監査役	17回/17回	
梅 田 昭 彦	社外監査役	13回/13回	2024年6月就任

取締役会における主な決議、報告事項は以下のとおりであります。

	主な内容
決議事項	株主総会や決算をはじめ法令や定款に定められた事項 経営方針や経営計画の策定に関する事項 各リスク管理プログラムおよび行動計画の策定 重要な業務執行に関する事項 等
報告事項	経営計画の進捗状況 大口与信先の状況 政策保有株式の状況 サステナビリティ委員会の開催状況 等

なお、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役8名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、構成員は以下のとおりとなる予定であります。

取締役会構成員（2025年6月25日以降）

氏 名	役職名	備考
海 治 勝 彦	取締役会長	2025年6月昇任予定
河 合 祐 子	取締役頭取	2025年6月昇任予定
吉 村 卓 浩	常務取締役	
深 見 英 治	常務取締役	
寺 川 智 文	常務取締役	2025年6月就任予定
石 田 恵 美	社外取締役	2025年6月就任予定
衛 藤 公 洋	社外取締役	2025年6月就任予定
松 尾 晋 次	社外取締役	2025年6月就任予定
山 田 浩	社外監査役	
荻 谷 正 人	監査役	
梅 田 昭 彦	社外監査役	

ロ．経営会議

経営会議は、取締役会に次ぐ経営会議体として、業務執行の意思決定及び経営の統制の適切性と円滑化の確保を図ることを目的としております。経営会議は、代表取締役及び経営統括部担当取締役のほか、取締役会が特に定めた取締役及び執行役員をもって構成しております。また、社外取締役及び監査役が出席して意見交換を行える体制としております。会議は、原則として毎月１回以上開催することとしております。2025年６月24日（有価証券報告書提出日）現在の構成員は以下のとおりであります。

経営会議構成員（2025年６月24日まで）

氏 名	役職名	備考
森 下 勝 彦	取締役会長	
海 治 勝 彦	取締役頭取	議長
河 合 祐 子	取締役副頭取	
田 村 忍	常務取締役	
吉 村 卓 浩	常務取締役	
深 見 英 治	常務取締役	
寺 川 智 文	上席執行役員 人事総務部長	
伊 東 章 雄	執行役員 融資統括部長	
川 渕 孝	執行役員 コンプライアンス統括部長	
宮 地 憲 一	執行役員 本店営業部長	

なお、2025年６月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役８名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、構成員は以下のとおりとなる予定であります。

経営会議構成員（2025年６月25日以降）

氏 名	役職名	備考
海 治 勝 彦	取締役会長	2025年６月昇任予定
河 合 祐 子	取締役頭取	2025年６月昇任予定
吉 村 卓 浩	常務取締役	
深 見 英 治	常務取締役	
寺 川 智 文	常務取締役	2025年６月就任予定
川 渕 孝	執行役員 本店営業部長兼東支店長 兼地区担当部長	
宮 地 憲 一	執行役員 地区担当部長	
野 島 隆 志	執行役員 地区担当部長	2025年６月就任予定
野 崎 博 通	執行役員 地区担当部長	2025年６月就任予定
門 田 基	執行役員 みらいサポート部長 兼よさこいおきやく支店長	2025年６月就任予定
植 田 伸 一	執行役員 経営統括部長	2025年６月就任予定
森 岡 寛	執行役員 市場金融部長	2025年６月就任予定
野 坂 信 理	執行役員 人事総務部長	2025年６月就任予定

ハ．コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、委員長のコンプライアンス統括部担当取締役のほか、常勤取締役と５部長で構成しており、法令等を遵守し、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、協議を行い、または決議しております。コンプライアンス委員会は、原則３カ月ごとに開催することとしておりますが、必要がある場合には随時開催しております。

ニ．リスク管理委員会

リスク管理委員会は、委員長の経営統括部担当取締役のほか、常勤取締役、執行役員および経営統括部長で構成し、各種リスクをその特性に応じて適切に管理することにより、経営の健全性の確保と安定した収益の確保を図ることを目的に設置しており、リスク管理に関する幅広い事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております。リスク管理委員会は、毎月または必要がある場合に随時開催しております。

ホ．サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、持続可能な地域社会の形成に資する事業活動を審議することを目的に、取締役会の下部組織として設置し、委員長は頭取が務めるほか、経営統括部担当取締役、関係部の部長で構成しております。

気候変動を含むサステナビリティ関連事項の審議および進捗管理等を行っており、原則３カ月毎に開催することとしておりますが、必要がある場合に随時開催しております。

ヘ．監査役会

当行は、監査役制度を採用しており、2025年６月24日（有価証券報告書提出日）現在の体制は、常勤２名、非常勤１名の計３名で、このうち２名（常勤１名、非常勤１名）は社外監査役となっております。また、監査役の職務を補助するための専任スタッフを１名配置しております。当行の社外監査役は、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。監査役会は、原則として毎月１回開催することとしております。

ト．指名報酬委員会

指名報酬委員会は、2025年６月24日（有価証券報告書提出日）現在、取締役４名（うち社外取締役３名）、社外監査役２名で構成しております。指名報酬委員会は、取締役等の候補者の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保することや、将来の経営陣の育成を含めた後継者計画を検討することを目的としており、毎年１回以上開催することとしております。2024年度には委員会を７回開催し、代表取締役頭取の選任（同候補者との面談含む）、役付き取締役の選定、取締役の選任、執行役員の選任、取締役の報酬額配分、株式報酬制度におけるポイント付与などを審議しました。

指名報酬委員会構成員（2025年６月24日まで）

氏 名	役職名	出席回数/開催回数	備考
海 治 勝 彦	取締役頭取	6 回/ 7 回	
北 川 展 子	社外取締役	7 回/ 7 回	委員長
井 奥 和 男	社外取締役	7 回/ 7 回	
近 谷 逸 郎	社外取締役	7 回/ 7 回	
山 田 浩	社外監査役	7 回/ 7 回	
清 藤 智 彦	社外監査役	2 回/ 2 回	2024年６月退任
梅 田 昭 彦	社外監査役	5 回/ 5 回	2024年６月就任

なお、2025年６月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役８名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、構成員は以下のとおりとなる予定であります。

指名報酬委員会構成員（2025年６月25日以降）

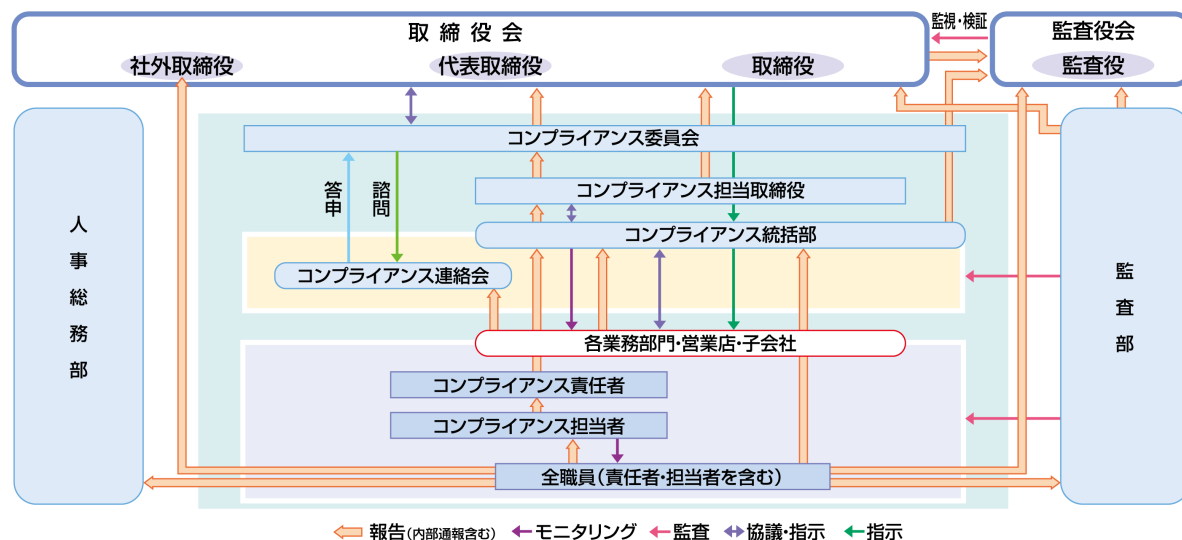
氏 名	役職名	備考
河 合 祐 子	取締役頭取	2025年６月就任予定
寺 川 智 文	常務取締役	2025年６月就任予定
石 田 恵 美	社外取締役	2025年６月就任予定
衛 藤 公 洋	社外取締役	2025年６月就任予定
松 尾 晋 次	社外取締役	2025年６月就任予定

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 企業倫理の確立

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等のもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えております。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役職員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本方針（コンプライアンスポリシー）」を徹底しております。役職員一人ひとりが社会人としての良識を持ち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや地域社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本としております。

（コンプライアンス体制図）



ロ. アカウンタビリティとディスクロージャー

当行は、株主、お客さま、地域社会、職員等といった、様々なステークホルダーからの信頼を得るためには、アカウンタビリティと適切なディスクロージャーが非常に重要であると認識し、経営情報のタイムリーな開示に努めております。併せて、当行の経営内容等についての説明会も随時開催しております。

ハ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行では、健全で透明度の高い経営システムの構築を図っていくため、内部統制システムの整備を行っており、同システムを有効に機能させるために必要な情報伝達機能が確保されるよう、取締役会付議基準をはじめとした、様々なレポーティングラインを確立するとともに、内部通報制度（「企業倫理ホットライン」）を設け、非公式情報の伝達システムも構築しております。

内部統制システム構築のための基本方針を次のとおり定め、これらの取り組みを通して、内部統制システムの整備を図っております。

1. 取締役及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各部店の部店長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況及び評価等についてコンプライアンス委員会及び取締役会へ報告する。
- (5) コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
- (6) 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや休暇取得等の職場離脱制度を実施する。
- (7) 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。

- (8) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
- (9) 監査部は各部店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
- (10) 監査役は、取締役及び職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
- (2) 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存及び管理する。
- (3) 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定め、リスクを統一的に管理する。
- (2) リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統一的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
- (3) 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
- (4) リスク管理プログラム並びに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
- (5) 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会等に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
- (6) 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
- (7) 地震の発生や感染症の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部及び営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
- (2) 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。
- (3) コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議したうえで、取締役会等に付議する。

5. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ① 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統一的に管理する。
 - ② 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行並びに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統一的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ② 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。

- (4) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
 - ② 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえで必要な人員を常時配置する。
- 7. 前号の職員の取締役からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 - (2) 監査役の職務を補助する常勤者の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
 - (3) 監査役の職務を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。
- 8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当行の取締役及び職員等が監査役に報告をするための体制
 - ① 当行の取締役及び職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 内部通報制度実施規程に「企業倫理ホットライン」を用いて役職員（退職後１年以内の者を含む）が監査役に通報できる制度を定める。
 - ③ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。
 - (2) 子会社の取締役・監査役及び職員等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
 - ① 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 内部通報制度実施規程に「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等（退職後１年以内の者を含む）が当行監査役に通報できる制度を定める。
- 9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。
- 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
 - (2) 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
 - (3) 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
 - (4) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
 - (5) 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
 - (6) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

④ 種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

⑤ 責任限定契約に関する事項

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

⑥ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は取締役及び監査役、執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。

当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。

なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

⑦ その他

当行は定款で以下の事項を定めております。

1. 当行の取締役は13名以内とする。
2. 当行の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
3. 当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。
4. 当行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものである。
5. 当行は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得を行うことができる。これは、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものである。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

イ. 2025年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の当行の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性10名 女性2名 （役員のうち女性の比率16.66%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 代表取締役	森下 勝彦	1954年2月5日生	1977年4月 当行入行 1998年4月 審査部主任審査役 1999年9月 本店営業部貸付一課長 2001年4月 本店営業部貸付グループ長 2002年6月 今治支店長 2003年6月 経営統括部グループ長 2005年6月 経営統括部長 2006年6月 取締役経営統括部長 2007年11月 常務取締役 2008年4月 専務取締役 2012年4月 取締役頭取 2021年6月 取締役会長（現職）	2023年 6月から 2年	7
取締役頭取 代表取締役 営業本部長	海治 勝彦	1960年7月24日生	1984年4月 当行入行 2004年4月 融資統括部主任業務役 2006年1月 経営統括部主任業務役 2007年4月 経営統括部グループ長 2011年4月 東京支店長 2013年5月 経営統括部付部長 2014年4月 コンプライアンス統括部長 兼経営統括部付部長 2014年6月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 2014年9月 取締役経営統括部長 2016年4月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 2017年4月 常務取締役 2021年6月 取締役頭取 2024年4月 取締役頭取営業本部長（現職）	2023年 6月から 2年	5
取締役副頭取 代表取締役	河合 祐子 (現姓：山田)	1964年8月22日生	1987年4月 ケミカル銀行/ J Pモルガン銀行グループ入社 1993年5月 ペンシルバニア大学ウォートン校にて MBA（経営学修士）取得 2001年6月 R Pテック株式会社入社 2003年3月 日本銀行入行 2011年7月 日本銀行香港事務所長 2013年6月 日本銀行金融市場局為替課長 2014年9月 日本銀行高知支店長 2016年6月 日本銀行金融機構局上席審査役 2017年3月 日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長 2018年3月 日本銀行欧州統括役兼ロンドン事務所長 2020年11月 Japan Digital Design株式会社入社 2021年3月 Japan Digital Design株式会社 代表取締役CEO 2022年9月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 経営企画部部長 株式会社三菱UFJ銀行経営企画部部長 2023年7月 取締役副頭取（現職）	2023年 7月から 1年11カ 月	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	田村 忍	1959年4月9日生	1983年4月 当行入行 2004年6月 八幡浜支店長 2007年1月 赤岡支店長 2009年9月 総務部グループ長 2012年4月 徳島支店長 2014年6月 融資統括部長 2017年4月 地域連携ビジネスサポート部長 兼営業推進部長 2017年6月 取締役地域連携ビジネスサポート部長 兼営業推進部長 2019年4月 取締役地域連携ビジネスサポート部長 2019年6月 常務取締役営業本部長 兼地域連携ビジネスサポート部長 2019年9月 常務取締役営業本部長 2020年6月 常務取締役 2021年6月 常務取締役与信管理部長 2021年9月 常務取締役 2024年4月 常務取締役西部地区営業担当（現職）	2023年 6月から 2年	3
常務取締役	吉村 卓浩	1964年9月30日生	1988年4月 当行入行 2007年6月 佐川支店長 2010年7月 経営統括部主任業務役 2013年5月 経営統括部副部長 2017年4月 経営統括部長 2019年4月 執行役員経営統括部長 2020年4月 執行役員事務システム部長 2021年6月 上席執行役員事務システム部長 2022年4月 上席執行役員営業本部長 2022年6月 常務取締役営業本部長 兼営業企画部長 2023年4月 常務取締役営業本部長 2024年4月 常務取締役（現職）	2023年 6月から 2年	2
常務取締役	深見 英治	1964年4月1日生	1988年4月 当行入行 2006年9月 人事部主任業務役 2010年9月 人事部グループ長 2013年5月 久万川橋支店長 2016年6月 人事部長 2019年4月 執行役員人事部長 2020年4月 執行役員営業企画部長 2022年6月 上席執行役員本店営業部長 2023年6月 常務取締役本店営業部長 2024年4月 常務取締役（現職）	2023年 6月から 2年	2
取締役	北川 展子 (現姓：永房)	1971年1月17日生	1997年4月 弁護士登録 あすか協和法律事務所 2003年4月 金融庁監督局（任期付職員） 2005年7月 隼あすか法律事務所 弁護士 2014年10月 日本証券業協会 法務参事 2015年6月 当行取締役（現職） 2016年4月 小松綜合法律事務所 弁護士 2016年11月 琴平綜合法律事務所 弁護士 （旧小松綜合法律事務所） 2020年5月 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員（現職） 2021年1月 北川展子法律事務所 弁護士 2022年4月 島田みらい法律事務所 弁護士（現職）	2023年 6月から 2年	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	井奥 和男	1957年8月11日生	1982年4月 高知県庁入庁 2009年4月 同 総務部政策企画課長 2011年4月 同 総務部副部長 2013年4月 同 地域福祉部長 2016年4月 同 公営企業局長 2018年3月 同 定年退職 2018年6月 公益財団法人高知県文化財団理事長 2019年6月 当行取締役（現職） 2021年6月 社会福祉法人高知県社会福祉協議会 会長（現職）	2023年 6月から 2年	0
取締役	近谷 逸郎	1962年4月26日生	1987年4月 日本興業銀行入行 2002年4月 みずほコーポレート銀行 営業第十一部上席部長代理 2004年10月 みずほ銀行東京支店次長 2007年11月 みずほコーポレート銀行高松営業部次長 2011年10月 興和不動産株式会社（現：日鉄興和不動産） 財務部担当部長 2013年10月 みずほフィナンシャルグループ・ コンプライアンスオフィサー 2015年10月 日本インベスター・ソリューション・アンド・ テクノロジー株式会社業務監理部長 2018年11月 司法修習生（72期） 2019年12月 弁護士登録 虎ノ門法律経済事務所 2021年2月 青陵法律事務所 弁護士（現職） 2021年6月 当行取締役（現職）	2023年 6月から 2年	2
常勤監査役	山田 浩	1961年2月14日生	1979年4月 大蔵省（現 財務省）四国財務局入局 2006年7月 四国財務局理財部 金融監督第一課上席調査官 2007年7月 四国財務局高知財務事務所理財課長 2009年7月 四国財務局総務部総務課課長補佐 2011年7月 四国財務局総務部経済調査課長 2013年7月 四国財務局理財部金融監督第一課長 2014年7月 四国財務局松山財務事務所長 2016年3月 財務省四国財務局辞職 2016年6月 当行常勤監査役（現職）	2024年 6月から 4年	2
常勤監査役	荻谷 正人	1963年12月23日生	1986年4月 当行入行 2006年9月 久万川橋支店長 2009年4月 山田支店長 2011年4月 コンプライアンス統括部主任業務役 2012年4月 本店営業部副部長 2015年4月 人事部付主任業務役 （黒潮観光開発株式会社 出向） 2017年4月 監査部副部長 2017年9月 西支店長 2019年9月 総務部長 2023年6月 常勤監査役（現職）	2023年 6月から 4年	1
監査役	梅田 昭彦	1962年8月16日生	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2000年12月 税理士資格取得 2004年9月 日本アイ・ビー・エム株式会社退社 2004年11月 梅田昭彦税理士事務所開業（現職） 2006年3月 認定登録医業経営コンサルタント資格取得 2006年4月 I T コーディネータ資格取得 2022年6月 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 副会長（現職） 2024年6月 当行監査役（現職）	2024年 6月から 4年	0
計					35

- (注) 1. 河合祐子は、婚姻により戸籍の氏を山田に変更しましたが、河合祐子（旧氏名）で業務を行います。
2. 取締役北川展子、井奥和男及び近谷逸郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 北川展子は、婚姻により戸籍の氏を永房に変更しましたが、弁護士業務を北川展子（旧氏名）で行っております。
4. 監査役山田浩、梅田昭彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 所有株式数は、すべて普通株式であり、第2種優先株式は所有しておりません。
6. 当行では、取締役会で決定した経営方針や戦略について、より迅速かつ機動的に遂行する態勢を整備するとともに、取締役会の監督機能の一層の強化につなげるため、また、経営陣の後継者候補となる重要なポストと位置づけ、執行役員本人とその他の行員のモチベーションの向上を図り、人材育成を推進するため、執行役員制度を導入しております。2025年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の執行役員は、以下のとおりであります。
- | | |
|-------|--------------|
| 寺川 智文 | 人事総務部長 |
| 伊東 章雄 | 融資統括部長 |
| 川渕 孝 | コンプライアンス統括部長 |
| 宮地 憲一 | 本店営業部長 |

ロ．2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役8名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当行の役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

男性9名 女性2名 （役員のうち女性の比率18.18%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 代表取締役	海治 勝彦	1960年7月24日生	1984年4月 当行入行 2004年4月 融資統括部主任業務役 2006年1月 経営統括部主任業務役 2007年4月 経営統括部グループ長 2011年4月 東京支店長 2013年5月 経営統括部付部長 2014年4月 コンプライアンス統括部長 兼経営統括部付部長 2014年6月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 2014年9月 取締役経営統括部長 2016年4月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 2017年4月 常務取締役 2021年6月 取締役頭取 2024年4月 取締役頭取営業本部長（現職） 2025年6月 取締役会長（就任予定）	2025年 6月から 2年	5
取締役頭取 代表取締役 営業本部長	河合 祐子 (現姓：山田)	1964年8月22日生	1987年4月 ケミカル銀行/ J Pモルガン銀行グループ入社 1993年5月 ペンシルバニア大学ウォートン校にて MBA（経営学修士）取得 2001年6月 R Pテック株式会社入社 2003年3月 日本銀行入行 2011年7月 日本銀行香港事務所長 2013年6月 日本銀行金融市場局為替課長 2014年9月 日本銀行高知支店長 2016年6月 日本銀行金融機構局上席考査役 2017年3月 日本銀行決済機構局審議役FinTechセンター長 2018年3月 日本銀行欧州統括役兼ロンドン事務所長 2020年11月 Japan Digital Design株式会社入社 2021年3月 Japan Digital Design株式会社 代表取締役CEO 2022年9月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 経営企画部部長 株式会社三菱UFJ銀行経営企画部部長 2023年7月 取締役副頭取（現職） 2025年6月 取締役頭取営業本部長（就任予定）	2025年 6月から 2年	1
常務取締役	吉村 卓浩	1964年9月30日生	1988年4月 当行入行 2007年6月 佐川支店長 2010年7月 経営統括部主任業務役 2013年5月 経営統括部副部長 2017年4月 経営統括部長 2019年4月 執行役員経営統括部長 2020年4月 執行役員事務システム部長 2021年6月 上席執行役員事務システム部長 2022年4月 上席執行役員営業本部長 2022年6月 常務取締役営業本部長 兼営業企画部長 2023年4月 常務取締役営業本部長 2024年4月 常務取締役（現職）	2025年 6月から 2年	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	深見 英治	1964年4月1日生	1988年4月 当行入行 2006年9月 人事部主任業務役 2010年9月 人事部グループ長 2013年5月 久万川橋支店長 2016年6月 人事部長 2019年4月 執行役員人事部長 2020年4月 執行役員営業企画部長 2022年6月 上席執行役員本店営業部長 2023年6月 常務取締役本店営業部長 2024年4月 常務取締役（現職）	2025年 6月から 2年	2
常務取締役	寺川 智文	1966年1月8日生	1990年4月 当行入行 2008年9月 人事部主任業務役 2014年9月 人事部副部長 2016年9月 ちより街支店長 2019年4月 経営統括部付部長 2020年4月 経営統括部長 2021年6月 執行役員経営統括部長 2023年6月 上席執行役員経営統括部長 2024年4月 上席執行役員人事総務部長（現職） 2025年6月 常務取締役（就任予定）	2025年 6月から 2年	2
取締役	石田 恵美 (現姓：矢野)	1966年12月5日生	1989年9月 中央新光監査法人入社 1993年12月 公認会計士登録 1995年4月 矢野公認会計士事務所パートナー（現職） 最高裁判所司法研修所司法修習生 1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 日比谷見附法律事務所アソシエイト 2000年4月 日比谷見附法律事務所パートナー 2006年6月 株式会社武蔵野銀行社外監査役 2013年6月 株式会社武蔵野銀行社外取締役 2015年5月 イオンリテール株式会社社外監査役 2020年4月 株式会社東京ドーム社外取締役 2021年7月 BACeLL法律会計事務所代表（現職） 2022年6月 東洋証券株式会社社外取締役（現職） 2025年6月 当行取締役（就任予定）	2025年 6月から 2年	—
取締役	衛藤 公洋	1962年3月24日生	1985年4月 日本銀行入行 1990年5月 イェール大学経済学部修士 2005年7月 日本銀行金融市場局参事役 2008年7月 日本銀行高知支店長 2010年6月 日本銀行総務人事局審議役 2012年5月 日本銀行総務人事局長 2013年4月 日本銀行金融機構局長 2016年5月 日本銀行名古屋支店長 2017年3月 日本銀行理事大阪支店長 2018年5月 日本銀行理事 （金融システム、発券、一般広報担当） 2021年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問 2025年4月 アフラック生命保険株式会社 シニアアドバイザー（現職） 2025年6月 当行取締役（就任予定）	2025年 6月から 2年	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	松尾 晋次	1957年5月23日生	1980年10月 高知県庁入庁 2004年4月 高知県政策推進担当理事所管 政策推進課企画監 2007年4月 高知県産業技術部知的財産課長 2008年4月 高知県政策企画部地方分権推進課長 2009年4月 高知県産業振興推進部地域づくり支援課長 2010年4月 高知県産業振興推進部地域産業振興監 2012年4月 高知県健康政策部副部長 2013年4月 高知県水産振興部副部長（総括） 2014年4月 高知県水産振興部長 2016年4月 高知県産業振興推進部長 2018年4月 公益財団法人高知県総合保健協会常務理事 2022年7月 高知県立文学館長 （公益財団法人高知県文化財団理事） 2024年7月 高知県立高知城歴史博物館次長 （公益財団法人土佐山内記念財団囑託） 2024年12月 高知県公安委員（現職） 2025年6月 当行取締役（就任予定）	2025年 6月から 2年	—
常勤監査役	山田 浩	1961年2月14日生	1979年4月 大蔵省（現 財務省）四国財務局入局 2006年7月 四国財務局理財部 金融監督第一課上席調査官 2007年7月 四国財務局高知財務事務所理財課長 2009年7月 四国財務局総務部総務課課長補佐 2011年7月 四国財務局総務部経済調査課長 2013年7月 四国財務局理財部金融監督第一課長 2014年7月 四国財務局松山財務事務所長 2016年3月 財務省四国財務局辞職 2016年6月 当行常勤監査役（現職）	2024年 6月から 4年	2
常勤監査役	荻谷 正人	1963年12月23日生	1986年4月 当行入行 2006年9月 久万川橋支店長 2009年4月 山田支店長 2011年4月 コンプライアンス統括部主任業務役 2012年4月 本店営業部副部長 2015年4月 人事部付主任業務役 （黒潮観光開発株式会社 出向） 2017年4月 監査部副部長 2017年9月 西支店長 2019年9月 総務部長 2023年6月 常勤監査役（現職）	2023年 6月から 4年	1
監査役	梅田 昭彦	1962年8月16日生	1987年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2000年12月 税理士資格取得 2004年9月 日本アイ・ビー・エム株式会社退社 2004年11月 梅田昭彦税理士事務所開業（現職） 2006年3月 認定登録医業経営コンサルタント資格取得 2006年4月 I T コーディネータ資格取得 2022年6月 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 副会長（現職） 2024年6月 当行監査役（現職）	2024年 6月から 4年	0
計					19

- (注) 1. 河合祐子は、婚姻により戸籍の氏を山田に変更しましたが、河合祐子（旧氏名）で業務を行います。
2. 取締役石田恵美、衛藤公洋及び松尾晋次は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 石田恵美は、婚姻により戸籍の氏を矢野に変更しましたが、公認会計士及び弁護士業務を石田恵美（旧氏名）で行っております。
4. 監査役山田浩、梅田昭彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 所有株式数は、すべて普通株式であり、第2種優先株式は所有しておりません。
6. 当行では、取締役会で決定した経営方針や戦略について、より迅速かつ機動的に遂行する態勢を整備するとともに、取締役会の監督機能の一層の強化につなげるため、また、経営陣の後継者候補となる重要なポストと位置づけ、執行役員本人とその他の行員のモチベーションの向上を図り、人材育成を推進するため、執行役員制度を導入しております。2025年6月25日開催予定の定時株主総会終結後の執行役員は、以下のとおりとなる予定であります。

川渕 孝	本店営業部長兼東支店長兼地区担当部長（本店営業部担当）
宮地 憲一	地区担当部長（高知県西部地区担当）
野島 隆志	地区担当部長（高知県東部地区担当）
野崎 博通	地区担当部長（高知市内地区担当）
門田 基	みらいサポート部長兼よさこいおきやく支店長
植田 伸一	経営統括部長
森岡 寛	市場金融部長
野坂 信理	人事総務部長

② 社外役員の状況

当行は、3名の社外取締役と2名の社外監査役を選任しております。

選任にあたっては、社外役員自身はもとより社外役員が現任する団体等や歴任した団体・会社等が、現在及び過去に当行との人的関係や資本的関係等において特別な利害関係がなく、独立した立場から客観的・中立的に役割を遂行できること等、独立役員の判断基準を踏まえております。

社外取締役石田恵美は、公認会計士および弁護士としての豊富な経験と高い法令遵守の精神を有していることに加え、金融機関や上場企業等での社外取締役および社外監査役を歴任する中で培った幅広い知見を有しております。同氏が有するこれらの専門的知見や経験、さらに女性ならではの視点は、女性活躍推進に向けた多様性確保への取り組みをはじめ、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた助言・提言が期待されます。また、取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待されるほか、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任しております。

社外取締役衛藤公洋は、日本銀行において金融市場局、高知支店長、金融機構局長、名古屋支店長、大阪支店長などの要職を歴任しております。また、現在はアフラック生命保険株式会社のシニアアドバイザーを務めており、高知県をはじめとする金融経済情勢や金融機関経営に関する高い知見に加え、他社の要職において培った幅広い経験を有しております。同氏が有する金融および経営に関する専門的知見と豊富な経験は、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた助言・提言が期待されるほか、取締役会の監督機能の強化にも寄与することが期待されます。また、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任しております。

社外取締役松尾晋次は、高知県庁、公益財団法人高知県総合保健協会、高知県立文学館および高知県立高知城歴史博物館において要職を歴任しております。さらに、現在は高知県公安委員の要職を務めており、高知県行政における幅広い知見と豊富な経験を有しております。同氏が有する高知県行政に関する専門的知見および経験は、当行の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に向けた助言・提言が期待されるほか、取締役会の監督機能の強化にも寄与することが期待されます。また、社会的信用も十分であることから、社外取締役として選任しております。

なお、社外取締役3名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

また、監査役会設置会社として3名の監査役を選任し、そのうち2名は社外監査役（うち常勤監査役1名）を選任しております。社外監査役2名は、それぞれ金融に関する豊かな経験と知識、税務に関する高い知識と経験を有しております。また、社外監査役梅田昭彦は、税理士としての豊富な経験と知見に加え、医業経営コンサルタントとして病院等医療関係の経営指導に従事している他、IT関連の知見をも有しております。社外監査役2名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員でもあります。

当行においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

1. 当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
2. 当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
3. 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
4. 当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
5. 当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
6. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
7. 当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
8. 次に掲げる者の二親等以内の近親者
 - ア. 上記1.～7.に該当する者
 - イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上

（注3）多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は積極的に重要会議に出席して情報の収集や共有に努めており、取締役会ではそれぞれの見識に基づいた助言等を行うなど、経営計画等に関する議論の活性化につなげており、客観的立場を踏まえた経営の監督機能を果たしております。

各監査役は、取締役会のほか、重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、本部及び各営業店で、業務及び財産の状況を調査するなど、中立・公正な見地から客観的に経営及び業務執行に関する監査を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保できていると考えております。各監査役は会計監査人及び内部監査を所管する監査部と監査結果等について十分な意見交換を行い、連携をとりながら監査を行っております。

また、社外役員の情報交換並びに認識共有を図るため、「社外取締役と社外監査役による意見交換会」を適時実施しております。

当行は、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。委員会は2025年6月24日までは社外取締役3名、取締役1名、社外監査役2名の合計6名で構成され、委員長は社外取締役が務めておりました。2025年6月25日以降は社外取締役3名、取締役2名の合計5名で構成される予定であります。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織・人員

監査役会は本報告書提出日現在、3名で構成されており、そのうち2名は社外監査役（うち常勤監査役1名）となっております。社外監査役2名は、それぞれ金融に関する豊かな経験と知識、税務に関する高い知識と経験を有しております。また、社外監査役梅田昭彦は、税理士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会の議長は常勤社外監査役が務めており、監査役の職務を補助する独立の組織として監査役室を設置しており、専属のスタッフを配置しております。

ロ. 監査役・監査役会の活動状況

監査役は、毎期初に監査役会で策定する監査方針および監査計画に基づき、取締役会などの重要な会議において、議事運営・決議内容等を監査し、必要に応じて各監査役の知見に基づき会議の中で適切に提言・助言等を行っております。また、取締役、内部監査部署、業務所管部署に対する調査、意見交換を通じて、重要会議に上程される重要な意思決定の内容や内部統制の機能状況等に対して監査、監督を行っております。

そのほか、重要書類の閲覧、行内のリスク情報等の監視、営業店および関係会社への往査、監査部監査の営業店監査講評並びに監査評定会への出席、四半期・期末決算監査等を行っております。

監査役の業務分担は以下のとおりであります。

	監査業務
全監査役	取締役会・リスク管理委員会・経営会議等重要会議への出席 重要書類等の閲覧 本部および営業店往査 会計監査人との連携 代表取締役との意見交換 社外取締役との意見交換 取締役、執行役員、所属部長等との意見交換および情報収集 監査役会での課題共有、意見表明 各種研修、勉強会への出席
常勤監査役	日常的なモニタリングと調査 監査部帯同による営業店訪問 内部監査部門との連携 子会社監査役等との連携 経費関係領収書および稟議書の点検 監査役会の企画、運営 監査業務に必要な資料等の収集
非常勤監査役	内外の情報収集と監査役会等への提供 経験や専門的見地等に基づく参考意見の表明

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。監査役会においては、監査役会規程・監査役監査基準に基づき、監査方針および監査計画の策定や監査計画に則って行った監査結果の審議、各監査役の知見に基づく意見交換などを行っております。また、監査の実効性を確保するため、取締役の業務執行等に関し、代表取締役および社外取締役との意見交換を実施するなど相互認識を深めるよう努めております。

会計監査人とは定期的かつ必要に応じて意見交換および情報交換を実施し相互連携を図っております。特に当期の監査上の主要な検討事項（KAM）として認識された「貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の妥当性」については会計監査人と協議するとともに、その監査の実施状況について報告を受けました。

当事業年度において監査役会は16回開催し、1回あたりの平均所要時間は約1時間、付議案件総数は78件でした。

個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

氏 名	役職名	出席回数/開催回数
山 田 浩	常勤監査役（社外）	16回/16回
荏 谷 正 人	常勤監査役	16回/16回
清 藤 智 彦	監査役（社外）	6回/6回
梅 田 昭 彦	監査役（社外）	10回/10回

- （注） 1. 清藤智彦は2024年6月25日付で退任しております。
 2. 梅田昭彦は2024年6月25日付で就任しており、就任後の監査役会の開催数は10回であります。

監査役会における主な決議、審議・協議、報告事項は以下のとおりであります。

	主な内容
決議事項	監査役会監査計画・業務分担 監査報告書 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針 会計監査人の選解任等に関する議案の内容 会計監査人の報酬等の同意
審議・協議事項	監査役会監査計画策定方針 内部統制システムの構築・運用状況の監査結果 計算書類等の適正性 監査上の主要な検討事項（KAM） 監査役報酬等
報告事項	月間監査実施概要 取締役の業務執行の適正性 リスク管理の状況 会計監査人の報酬の水準 営業店役席者への施策・職場環境・BPRアンケートおよび実地監査 本部職員への勤務時間、休暇取得状況等ワークライフバランスヒアリング グループ監査役会議について

ハ、当事業年度の重点監査項目等

当事業年度において監査役会で定めた重点監査項目は以下のとおりであります。

重点監査項目	具体的な監査内容
新中期経営計画の着実な実施に向けた取締役会の取組	施策の理解・浸透度および本部・営業店の連携状況 店舗集約・兼務における内部統制 本部集中業務への移行・進捗状況 専門人財の確保・配置状況等の人員体制 営業活動時間・活動状況
「ウェルビーイング」の向上に向けた課題と対応	職場環境、勤務時間、休暇取得状況

② 内部監査の状況

業務運営部門から独立した内部監査部門として監査部を設置しており、本報告書提出日現在の人員数は7名であります。

監査部は、業務の健全性及び適切性の維持・向上のため、本部・営業店及び連結子会社の業務運営に関して、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を実施し、取締役会等に報告しております。また、会計監査人から「財務報告に係る内部統制」の有効性評価について講評を受けるほか、定期的な会合等を通じて監査実施状況等についての十分な意見交換を行っており、相互間の連携の強化を図っております。

監査役会は、内部監査部門である監査部から適時適切な報告を受けるほか、毎月の監査評定会や監査講評時の立会い等を通じて、十分な意見交換を行っております。また、監査部は監査役監査における指摘事項について、監査実施の際にフォローを行っております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ. 継続監査期間

49年

ハ. 業務を執行した公認会計士

神田 正史

西 芳範

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名、その他16名

ホ. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人を評価した結果、会計監査人に求められる品質管理体制、独立性等を有しており、かつ、監査の実施体制等も適切であると判断いたしました。また、再任を不適当とする事項も認められませんでした。この結果、「監査役監査基準」及び「会計監査人の選定基準」に基づき、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として再任することが適当であると判断しました。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、「会計監査人の評価基準」に基づき、監査法人の品質管理体制、監査チームの状況、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者との関係、グループ監査及び不正リスクへの対応状況等を総合的に勘案の上評価した結果、有限責任 あずさ監査法人の監査は適正に実施されていると評価しております

④ 監査報酬の内容

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	69	—	62	—
連結子会社	1	—	1	—
計	70	—	63	—

上記の他、非連結子会社における監査証明業務に基づく報酬があり、前連結会計年度及び当連結会計年度の当該監査報酬額は1百万円であります。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬に分けられ、2017年6月27日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入及び信託拠出額の範囲（当初4年間は72百万円、延長の場合は3年毎に54百万円）を決定しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

取締役の基本報酬は月額固定報酬として毎月付与することとし、その決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。業績連動型株式報酬の決定におきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定した金額としております。

当行の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2008年6月26日であり、決議の内容は、報酬限度額に関する決議（取締役の報酬額は年額132百万円以内（この額には使用人兼務取締役の使用人分の給与と業績連動型株式報酬は含まない。）、監査役の報酬額は年額54百万円以内）であります。

当行では、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役・監査役の選任・解任（株主総会決議事項）や代表取締役の選定・解職、後継者計画に関する事項のほか、業績連動型株式報酬を含む取締役等の報酬に関する事項などについて審議のうえ、答申を行っております。

委員会は2018年11月に設置し、2024年度は取締役4名（うち社外取締役3名）、社外監査役2名で構成し、委員会（社外取締役が委員長）を7回開催して、代表取締役頭取の選任（同候補者との面談含む）、役付き取締役の選定、取締役の選任、執行役員の選任、取締役の報酬額配分、株式報酬制度におけるポイント付与などを審議しております。

当行取締役の報酬は、基本報酬と業績連動型株式報酬により構成されており、その支給割合については、当行の業績等を踏まえて、随時、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしており、基本的な考え方として、業績への責任に鑑み、役位が高いほど、報酬全体（基本報酬と業績連動型株式報酬の合計）に占める業績連動型株式報酬の割合を高くすることとしております。

また、業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益720百万円であり、実績は790百万円でした。

また、非金銭報酬等の内容は当行の普通株式であり、割当ての際の条件等は上記業績連動型株式報酬についての記載のとおりであります。なお、当事業年度に交付した普通株式はありません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額					
		(百万円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	その他
取締役（社外取締役を除く）	6	128	117	11	—	11	—
監査役（社外監査役を除く）	1	13	13	—	—	—	—
社外役員	6	34	34	—	—	—	—

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当行では、純投資目的の投資株式は中長期に保有して、配当利回りや株価の値上がりを期待するものとし、純投資目的以外の目的である投資株式は、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献などの観点により保有するものとして区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

保有の合理性等につきましては、例年5月頃に開催の取締役会にて検証しております。具体的には、投資先ごとに将来の見通し等も踏まえたうえで、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等と資本コスト等の比較検討を踏まえ保有意義の妥当性を検証するほか、売却等による保有金額の削減状況も確認しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
上場株式	13	2,759
非上場株式	47	946

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	—	—	—
非上場株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
上場株式	—	—
非上場株式	1	0

ハ、特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果（注１）及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
株式会社技研製作所	793,338	793,338	資本コストを上回っており株式保有に伴う取引採算性は確保しています。環境配慮型の産業機械を製造し、優れた工法にてグローバル展開している高知県の有力企業。取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することに加え、当行の地域密着型経営方針を実現することを目的に保有しております。	有
	1,117	1,650		
株式会社淀川製鋼所	97,000	97,000	資本コストを上回っており株式保有に伴う取引採算性は確保しています。当行の営業基盤である大阪府を本拠地とし、鋼板等の製造・販売を通じて建築資材等の安定供給に世界規模で取り組んでいる有力企業。取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することを目的に保有しております。	有
	540	442		
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社（注２）	103,500	34,500	資本コストを上回っており株式保有に伴う取引採算性は確保しています。警備や現金輸送など銀行業の遂行に必然となる業務を委託しており、安全かつ安定した金融インフラ機能を維持していく目的で保有しております。株式数は株式分割により増加しています。	有
	281	266		
グローブライド株式会社	100,000	100,000	資本コストを上回っており株式保有に伴う取引採算性は確保しています。当行の営業基盤である東京都を本拠地とし、主軸のスポーツ事業等を通じて人々の人生を豊かにする事業をグローバル展開している有力企業。取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することを目的に保有しております。	有
	192	203		
株式会社ミロク	133,156	133,156	優れた技術で高品質な猟銃や工作機械等の製造・販売を展開している高知県の有力企業。取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することに加え、当行の地域密着型経営方針を実現することを目的に保有しております。	有
	149	194		
総合警備保障株式会社	120,000	120,000	資本コストを上回っており株式保有に伴う取引採算性は確保しています。警備や現金輸送など銀行業の遂行に必然となる業務を委託しており、安全かつ安定した金融インフラ機能を維持していく目的で保有しております。	有
	134	99		
株式会社四国銀行	62,825	62,825	当行と同様に高知県に本店を置く地方銀行。地域経済の発展と顧客利便性の向上に寄与する連携関係の維持・拡大を図るために保有しております。	有
	75	76		
株式会社東京自働機械製作所	20,500	20,500	資本コストを上回っており株式保有に伴う取引採算性は確保しています。当行の営業基盤である東京都を本拠地とし、安心・安全・高品質な包装技術の提供により人々の暮らしを支えている有力企業。取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することを目的に保有しております。	有
	74	59		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果（注１）及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
ダイコー通産株式会社	40,000	40,000	資本コストを上回っており株式保有に伴う取引採算性は確保しています。当行の営業基盤である愛媛県を本拠地とし、通信インフラ資材の販売を通じて高度化するネットワーク社会の発展に貢献している有力企業。取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することを目的に保有しております。	有
	58	54		
株式会社大東銀行	60,000	60,000	当行と同じ勘定系基幹システムの導入行として災害時の相互協力協定を結んでいるほか、業界動向の情報共有などを通じて業務上の協力を行っている金融機関。金融インフラ機能の維持に加え、顧客サービス品質の向上および地域経済の発展に貢献するために協力関係の維持・強化を図る目的で保有しております。	有
	42	46		
シンフォニアテクノロジー株式会社	6,000	6,000	資本コストを上回っており株式保有に伴う取引採算性は確保しています。当行の営業基盤である東京都を本拠地とし、優れたモーター技術を活用した機器の製造・販売をグローバル展開している有力企業。取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することを目的に保有しております。	有
	35	19		
株式会社宮崎太陽銀行	26,800	26,800	当行と主要な商圈が競合しない同業種として、業界動向の情報共有などを通じて業務上の協力を行っている金融機関。顧客サービス品質の向上および地域経済の発展に貢献するために協力関係の維持・強化を図る目的で保有しております。	有
	33	40		
株式会社豊和銀行	51,100	51,100	当行と主要な商圈が競合しない同業種として、業界動向の情報共有などを通じて業務上の協力を行っている金融機関。顧客サービス品質の向上および地域経済の発展に貢献するために協力関係の維持・強化を図る目的で保有しております。	有
	24	25		
兼松エンジニアリング株式会社	—	50,700	前事業年度において、取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することを目的に保有しておりました。	無
	—	61		
株式会社エターナルホスピタリティグループ	—	2,100	前事業年度において、取引深耕を図りつつ、共に地域経済の発展に貢献することを目的に保有しておりました。	無
	—	9		

（注）１．定量的な保有効果については取引先との取引内容に関わるため記載が困難ですが、2025年５月に実施した取締役会において保有の合理性を検証しております。

２．NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の株式増加数は、2024年12月31日付の株式分割によるものであります。

３．「—」は、当該銘柄を保有していない又は当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものであります。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当行の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
_____	—	—	_____	—
	—	—		

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の合計額 （百万円）	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の合計額 （百万円）
上場株式	127	12,711	129	12,889
非上場株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 （百万円）	売却損益の合計額 （百万円）	評価損益の合計額 （百万円）
上場株式	401	678	2,434
非上場株式	—	—	—

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	変更した 事業年度	変更の理由及び変更後の保有 又は売却に関する方針
SOMPOホールディングス株式会社	90,000	406	2021年3月期	当行の判断による売却が可能となったことから純投資に変更しております。変更後は、純投資を取り扱う部門にて管理しており、売却や保有の判断において他部門の意思が介入することはございません。今後は相場動向に応じて機動的に対応する方針としております。
株式会社ヨンキュウ	155,000	331	2021年3月期	当行の判断による売却が可能となったことから純投資に変更しております。変更後は、純投資を取り扱う部門にて管理しており、売却や保有の判断において他部門の意思が介入することはございません。今後は相場動向に応じて機動的に対応する方針としております。
東京海上ホールディングス株式会社	36,000	206	2021年3月期	当行の判断による売却が可能となったことから純投資に変更しております。変更後は、純投資を取り扱う部門にて管理しており、売却や保有の判断において他部門の意思が介入することはございません。今後は相場動向に応じて機動的に対応する方針としております。
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	10,200	38	2022年3月期	当行の判断による売却が可能となったことから純投資に変更しております。変更後は、純投資を取り扱う部門にて管理しており、売却や保有の判断において他部門の意思が介入することはございません。今後は相場動向に応じて機動的に対応する方針としております。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※4 64,516	※4 95,757
金銭の信託	1,069	1,003
有価証券	※1, ※2, ※4, ※9 298,904	※1, ※2, ※4, ※9 283,915
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 747,342	※2, ※3, ※4, ※5 745,537
外国為替	※2 467	※2 705
リース債権及びリース投資資産	6,395	6,630
その他資産	※2, ※4, ※10 15,509	※2, ※4, ※10 11,656
有形固定資産	※7, ※8 16,191	※7, ※8 15,669
建物	5,226	5,053
土地	※6 9,669	※6 9,656
建設仮勘定	37	2
その他の有形固定資産	1,259	956
無形固定資産	529	713
ソフトウェア	373	536
ソフトウェア仮勘定	113	133
その他の無形固定資産	43	42
退職給付に係る資産	708	656
繰延税金資産	1,875	1,698
支払承諾見返	※2 1,818	※2 1,794
貸倒引当金	△13,021	△12,245
資産の部合計	1,142,308	1,153,492
負債の部		
預金	※4 1,027,823	※4 998,737
譲渡性預金	500	32,900
借入金	※4 43,340	※4 54,464
外国為替	2	2
その他負債	※4, ※10 4,637	※4, ※10 9,187
賞与引当金	410	417
退職給付に係る負債	27	30
睡眠預金払戻損失引当金	98	91
株式報酬引当金	50	61
繰延税金負債	102	135
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,517	※6 1,512
負ののれん	17	—
支払承諾	1,818	1,794
負債の部合計	1,080,347	1,099,333

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
資本金	15,444	15,444
資本剰余金	10,307	10,307
利益剰余金	30,067	30,566
自己株式	△169	△206
株主資本合計	55,648	56,111
その他有価証券評価差額金	△224	△8,459
土地再評価差額金	※6 3,146	※6 3,134
退職給付に係る調整累計額	53	△112
その他の包括利益累計額合計	2,975	△5,437
新株予約権	28	28
非支配株主持分	3,308	3,456
純資産の部合計	61,961	54,158
負債及び純資産の部合計	1,142,308	1,153,492

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
経常収益	※1 22,990	※1 23,479
資金運用収益	13,759	13,713
貸出金利息	9,715	9,863
有価証券利息配当金	3,937	3,709
預け金利息	98	130
その他の受入利息	8	9
役務取引等収益	2,507	2,652
その他業務収益	5,117	6,003
その他経常収益	1,605	1,110
償却債権取立益	165	56
その他の経常収益	※2 1,440	※2 1,054
経常費用	21,037	22,254
資金調達費用	196	736
預金利息	158	650
譲渡性預金利息	1	19
コールマネー利息及び売渡手形利息	18	5
債券貸借取引支払利息	—	0
借用金利息	17	61
役務取引等費用	1,426	1,407
その他業務費用	6,361	7,353
営業経費	※3 11,965	※3 11,870
その他経常費用	1,087	887
貸倒引当金繰入額	279	268
その他の経常費用	※4 807	※4 618
経常利益	1,952	1,224
特別利益	1	—
固定資産処分益	1	—
特別損失	55	38
固定資産処分損	19	8
減損損失	※5 35	※5 30
税金等調整前当期純利益	1,899	1,186
法人税、住民税及び事業税	561	68
法人税等調整額	△20	190
法人税等合計	540	259
当期純利益	1,358	927
非支配株主に帰属する当期純利益	107	66
親会社株主に帰属する当期純利益	1,251	860

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	1,358	927
その他の包括利益	※1 1,279	※1 △8,316
その他有価証券評価差額金	1,096	△8,149
退職給付に係る調整額	183	△166
包括利益	2,638	△7,388
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,584	△7,540
非支配株主に係る包括利益	53	151

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	22,944	20,096	29,248	△188	72,100
当期変動額					
資本金から剰余金への振替	△7,500	7,500			－
剰余金の配当			△432		△432
親会社株主に帰属する当期純利益			1,251		1,251
自己株式の取得				△17,288	△17,288
自己株式の処分		△1		19	18
自己株式の消却		△17,287		17,287	－
土地再評価差額金の取崩			－		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△7,500	△9,789	818	18	△16,451
当期末残高	15,444	10,307	30,067	△169	55,648

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△1,374	3,146	△129	1,642	30	3,256	77,030
当期変動額							
資本金から剰余金への振替							－
剰余金の配当							△432
親会社株主に帰属する当期純利益							1,251
自己株式の取得							△17,288
自己株式の処分							18
自己株式の消却							－
土地再評価差額金の取崩							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,149	－	183	1,333	△2	51	1,382
当期変動額合計	1,149	－	183	1,333	△2	51	△15,069
当期末残高	△224	3,146	53	2,975	28	3,308	61,961

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,444	10,307	30,067	△169	55,648
当期変動額					
資本金から剰余金への振替	—	—			—
剰余金の配当			△373		△373
親会社株主に帰属する当期純利益			860		860
自己株式の取得				△37	△37
自己株式の処分		—		—	—
自己株式の消却		—		—	—
土地再評価差額金の取崩			11		11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	499	△37	462
当期末残高	15,444	10,307	30,566	△206	56,111

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△224	3,146	53	2,975	28	3,308	61,961
当期変動額							
資本金から剰余金への振替							—
剰余金の配当							△373
親会社株主に帰属する当期純利益							860
自己株式の取得							△37
自己株式の処分							—
自己株式の消却							—
土地再評価差額金の取崩							11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,235	△11	△166	△8,413	—	148	△8,265
当期変動額合計	△8,235	△11	△166	△8,413	—	148	△7,802
当期末残高	△8,459	3,134	△112	△5,437	28	3,456	54,158

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,899	1,186
減価償却費	822	931
減損損失	35	30
負ののれん償却額	△17	△17
貸倒引当金の増減 (△)	△349	△776
賞与引当金の増減額 (△は減少)	22	6
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△172	△186
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	2	3
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△41	△7
株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	△7	11
資金運用収益	△13,759	△13,713
資金調達費用	196	736
有価証券関係損益 (△)	△112	849
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△73	65
為替差損益 (△は益)	△0	—
固定資産処分損益 (△は益)	17	8
貸出金の純増 (△) 減	7,819	1,805
預金の純増減 (△)	20,408	△29,086
譲渡性預金の純増減 (△)	△20,660	32,400
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△22,709	11,124
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△1,264	484
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	107	△237
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△22	0
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△455	△315
資金運用による収入	13,632	13,958
資金調達による支出	△193	△521
その他	△6,034	7,311
小計	△20,910	26,050
法人税等の支払額	△1,160	△190
営業活動によるキャッシュ・フロー	△22,071	25,860

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△58,731	△88,854
有価証券の売却による収入	11,936	50,647
有価証券の償還による収入	42,462	45,032
有形固定資産の取得による支出	△1,447	△239
有形固定資産の売却による収入	36	0
有形固定資産の除却による支出	△13	—
無形固定資産の取得による支出	△178	△307
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,936	6,279
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△432	△373
非支配株主への配当金の支払額	△2	△3
自己株式の取得による支出	△17,288	△37
自己株式の売却による収入	15	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,707	△413
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△45,714	31,726
現金及び現金同等物の期首残高	108,294	62,580
現金及び現金同等物の期末残高	※1 62,580	※1 94,306

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

株式会社高銀ビジネス

オーシャンリース株式会社

株式会社高知カード

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社 2社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合 2号

株式会社地域商社こうち

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結子会社 2社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合 2号

株式会社地域商社こうち

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先：貸出条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

要管理先：要注意先のうち、条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者

正常先：業績が良好で財務状況にも特段の問題がない債務者

①破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、次のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,373百万円（前連結会計年度末は3,110百万円）であります。

②破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

③上記②以外の破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率と景気循環サイクル等を勘案した損失率を比較し、将来見込み等を考慮して算定しております。

④上記②以外の要管理先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

⑤正常先及び要注意先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒引当金の算定におけるグルーピング

上記の債務者区分に加えて、正常先は2区分（遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先（特定地域の正常先）、それ以外の正常先）、要注意先は3区分（経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者（計画要注意先）、遠隔の特定地域の要注意先（特定地域の要注意先）、それ以外の要注意先）にそれぞれグルーピングしております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

破綻懸念先、要管理先及び要注意先のうち計画要注意先は3年、それ以外の要注意先（特定地域の要注意先を含む）及び正常先は1年としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積み、必要と認める額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

当行グループの顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行グループの履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準（貸手側）については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 負ののれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(15) 投資信託の解約・償還損益

投資信託の解約・償還損益は、銘柄ごとに集計し、益の場合は「有価証券利息配当金」、損の場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損にて計上しております。

(16) 株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する連結会計年度に計上しております。

(17) 外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	13,021百万円	12,245百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、自己査定基準に則り全ての債権について資産査定を行い、債務者を信用リスクに応じて区分した上で、償却・引当基準に基づいて、債務者区分毎に貸倒引当金を計上しております。

当行では、債務者の実態的な財務内容、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画の妥当性等を総合的に勘案し、債務者区分を判定しております。

②主要な仮定

債務者区分の判定における主要な仮定は、個別債務者ごとの将来の業績見通しであります。将来の業績見通しは、キャッシュ・フロー見込、財政状態、収益性等の情報を基礎とし、特に、経営改善計画が作成されている債務者については、その実現可能性、進捗状況、財政状態の回復見込等を加味しております。

貸倒引当金の算定に使用する予想損失率は、過去の貸倒実績率と一定の関連性があるとの仮定に基づいております。また、遠隔地域の債務者に対する債権については、相対的に情報が劣化する結果、信用リスクが高くなると仮定し、予想損失率の算定を行っております。ただし、直近の貸倒実績等に鑑み、特定地域の正常先及び特定地域の要注意先を対象としております。

なお、当連結会計年度末においては、雇用所得環境が改善し、個人消費の持ち直しが見られる一方で、円安等を起因とする原材料価格や物流費の高騰、人手不足による人件費の高騰、政策金利の上昇等により、債務者の業績に対して一定の影響があると認識しております。しかし、政府や自治体の経済対策が打ち出されていることなどから、その影響は限定的で、与信費用の増加は多額とはならないとの仮定をおいて貸倒引当金を算定しております。

③翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

当連結会計年度と同様、原材料価格、物流費、人件費等の高騰や、政策金利の上昇等の影響に加え、米国による関税政策の対応により、個別債務者の業績が想定以上に深刻化する等、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取り組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFAS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFAS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法についてはIFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

当改正では、一定の要件を満たす組合等への出資について、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く)を時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる定めが新設されました。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2017年度より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度末において48百万円、47千株、当連結会計年度末において85百万円、89千株であります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
株式	200百万円	200百万円
組合出資金	271百万円	262百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,283百万円	3,557百万円
危険債権額	27,345百万円	26,491百万円
要管理債権額	820百万円	627百万円
三月以上延滞債権額	180百万円	—
貸出条件緩和債権額	639百万円	627百万円
小計額	32,448百万円	30,677百万円
正常債権額	746,539百万円	744,508百万円
合計額	778,988百万円	775,185百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31 日)
2,868百万円	1,961百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	89,070百万円	87,743百万円
貸出金	3,188百万円	—
計	92,259百万円	87,743百万円
担保資産に対応する債務		
預金	445百万円	544百万円
借入金	40,000百万円	51,000百万円
その他負債	15百万円	36百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
有価証券	2,121百万円	6,931百万円
現金預け金	18百万円	18百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金、敷金保証金及びその他の保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
中央清算機関差入証拠金	5,000百万円	1,500百万円
敷金保証金	264百万円	255百万円
その他の保証金	1,018百万円	1,017百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
融資未実行残高	179,575百万円	177,836百万円
うち原契約期間が１年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	176,528百万円	176,562百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
5,061百万円	5,053百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
減価償却累計額	16,338百万円	16,855百万円

※8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	856百万円 (－)	856百万円 (－)

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
16,220百万円	13,830百万円

※10. 顧客との契約から生じた債権については、「その他資産」に含まれております。契約負債については、「その他負債」に含まれております。顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※ 1. 顧客との契約から生じる収益

経常収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式等売却益	1,263百万円	896百万円
金銭の信託運用益	73百万円	—

※ 3. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料・手当	6,080百万円	6,162百万円
計算委託料	1,174百万円	1,250百万円

(表示方法の変更)

「計算委託料」については金額的重要性が増したため、当連結会計年度より表示しております。なお、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度においても表示しております。

※ 4. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株式等償却	66百万円	246百万円
株式等売却損	90百万円	78百万円
金銭の信託運用損	—	64百万円
貸出金償却	566百万円	39百万円

※ 5. 営業キャッシュ・フローの減少、店舗統廃合の意思決定及び継続的な地価の下落等により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

			前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）	減損損失（百万円）
高知県内	営業店舗	建物	21	—
	事業用資産	その他	14	—
愛媛県内	営業店舗	土地	—	17
		建物	—	13

当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。また、連結子会社については各社を1つの資産グループとしております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,198	△8,872
組替調整額	△112	809
法人税等及び税効果調整前	1,086	△8,063
法人税等及び税効果額	9	△86
その他有価証券評価差額金	1,096	△8,149
退職給付に係る調整額		
当期発生額	228	△223
組替調整額	34	△15
法人税等及び税効果調整前	263	△239
法人税等及び税効果額	△80	72
退職給付に係る調整額	183	△166
その他の包括利益合計	1,279	△8,316

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	—	—	10,244	
第1種優先株式	7,500	—	7,500	—	(注) 1
第2種優先株式	680	—	—	680	
合計	18,424	—	7,500	10,924	
自己株式					
普通株式	142	0	17	125	(注) 2, 3
第1種優先株式	—	7,500	7,500	—	(注) 1
合計	142	7,500	7,517	125	

(注) 1. 第1種優先株式は、2023年9月29日に全部を取得し、消却しました。

2. 自己株式における普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式47千株が含まれております。

3. 自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。また、減少株式数17千株は、株式交付信託の処分15千株、ストックオプションの権利行使に伴う譲渡2千株による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計年度 減少	当連結会計 年度末	
当行	ストックオプションと しての新株予約権		—			28	
	合計		—			28	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	2023年3月31日	2023年6月28日
	第1種優先株式	113	15.12	2023年3月31日	2023年6月28日
	第2種優先株式	5	8.00	2023年3月31日	2023年6月28日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	101	10.00	2023年9月30日	2023年12月1日
	第2種優先株式	59	87.50	2023年9月30日	2023年12月1日

(注) 1. 2023年6月27日定時株主総会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2023年3月31日基準日:62千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2023年11月10日取締役会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2023年9月30日基準日:47千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	利益剰余金	15.00	2024年3月31日	2024年6月26日
	第2種優先株式	59	利益剰余金	87.50	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2024年3月31日基準日:47千株)に対する配当金0百万円が含まれております。

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	—	—	10,244	
第2種優先株式	680	—	—	680	
合計	10,924	—	—	10,924	
自己株式					
普通株式	125	42	—	167	(注) 1, 2
合計	125	42	—	167	

(注) 1. 自己株式における普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式89千株が含まれております。

2. 自己株式における普通株式の増加株式数42千株は、株式交付信託の取得42千株、単元未満株式の買取請求0千株による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度		当連結会計 年度末	
				増加	減少		
当行	ストックオプションと しての新株予約権		—			28	
合計			—			28	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	2024年3月31日	2024年6月26日
	第2種優先株式	59	87.50	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	101	10.00	2024年9月30日	2024年12月6日
	第2種優先株式	59	87.50	2024年9月30日	2024年12月6日

(注) 1. 2024年6月25日定時株主総会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2024年3月31日基準日：47千株）に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2024年11月12日取締役会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2024年9月30日基準日：47千株）に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	利益剰余金	15.00	2025年3月31日	2025年6月26日
	第2種優先株式	59	利益剰余金	87.50	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 1. 上記については、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案として上程しております。

2. 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2025年3月31日基準日：89千株）に対する配当金1百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
現金預け金勘定	64,516百万円	95,757百万円
普通預け金	△1,612百万円	△1,125百万円
定期預け金	△148百万円	△168百万円
その他預け金	<u>△175百万円</u>	<u>△157百万円</u>
現金及び現金同等物	<u>62,580百万円</u>	<u>94,306百万円</u>

(リース取引関係)

(借手側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)
1 年内	24	24
1 年超	310	285
合 計	335	310

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金業務や預金業務を中心とした金融サービス業務を行うほか、債券等により有価証券運用を行っており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

保有している主な金融負債は、顧客から調達する預金であり、これは金利リスクに晒されております。また、デリバティブ取引として、外貨建債券等の為替リスクを回避するため為替予約取引を利用しております。これは、すべてリスクヘッジを目的とした取引であり、投機目的での利用は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」のほか、信用リスクに関する管理規程に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

営業店及び審査部門（融資統括部）において、個別債務者の財務分析、業界動向、資金使途、返済計画の評価を行うことで、個別債務者の管理をしております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するように努めております。さらに、自己査定等の状況については、監査部がチェックしております。

リスク管理部門（融資統括部）において、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、銀行全体の適切な与信ポートフォリオの構築を図るとともに、ストレス・テストを行っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

② 市場リスクの管理

リスク管理部門は、金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測するとともに、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、自己資本に与える影響を試算しております。また、市場リスクを一定の範囲内に管理するため、ポジション枠、損失限度額、リスク・リミットのリスク限度枠を設定しており、リスク管理委員会等において、市場リスクのコントロールについて検討を行っております。

(i) 金利リスクの管理

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定及び金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクは、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値・99%タイル値による金利ショックを与え計量化しております。

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などについて、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、ギャップ分析、VaR（バリュー・アット・リスク）などの計測手法を用いて計量化しております。

(ii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出、貿易・貿易外取引等があり、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスクに関する管理規程に基づき、リスクを管理しております。資金運用部門である市場金融部は、予め取締役会において定められた取引種類ごとの運用限度額や保有基準等の範囲内で運用を行うことにより、価格変動リスクを管理しております。これらのモニタリング結果は、リスク管理部門を通じて、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、検討、分析を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行では、金利リスク、為替リスク、株式等の価格変動リスクなどを、統一的なリスク尺度としてVaR（バリュー・アット・リスク）を利用することにより管理しております。VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去1年間のヒストリカル・データに基づき、保有期間120営業日、信頼区間片側99.0%によりリスク量を計測しております。なお、2024年10月以降の計測においては、計測方法を変更し、預貸金利リスクを市場リスクに統合することで運用・調達全体で相関を考慮した形で計測することとしております。また、保有期間についても、リスク量の計測をより保守的なものとする観点から、従来の保有期間（債券・純投資株式・投資信託60営業日、政策投資株式・預貸金120営業日）より変更し、全ての保有期間を120営業日として計測することとしております。これらの前提条件をもとに計測した、2025年3月31日時点における当行単体のVaRの値は7,170百万円（前連結会計年度末は11,296百万円）です。

VaR計測モデルについては、定期的にバック・テストングを実施することにより、その有効性を分析しております。なお、分散共分散法によるVaRは、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件等によって、大きく異なる値となるものであり、また、最大損失額の予測を意図するものではありません。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、管理規程の整備を進めるとともに、取締役会において年度毎にリスク管理プログラムを定め、流動性リスクの顕在化を防止しております。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理及びリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとるとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しております。

リスクの分析結果は定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1)参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	1,069	1,069	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	296,639	296,639	—
(3) 貸出金	747,342		
貸倒引当金（＊1）	△12,520		
	734,822	730,025	△4,797
資産計	1,032,532	1,027,734	△4,797
(1) 預金	1,027,823	1,027,817	△6
(2) 譲渡性預金	500	500	—
(3) 借入金	43,340	43,301	△38
負債計	1,071,664	1,071,619	△44

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	1,003	1,003	—
(2) 有価証券 その他有価証券	281,630	281,630	—
(3) 貸出金 貸倒引当金（＊１）	745,537 △11,839		
	733,698	724,856	△8,841
資産計	1,016,333	1,007,491	△8,841
(1) 預金	998,737	998,681	△55
(2) 譲渡性預金	32,900	32,900	—
(3) 借入金	54,464	54,399	△65
負債計	1,086,101	1,085,980	△120

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）市場価格のない株式及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
① 非上場株式（＊１）（＊２）	1,444	1,407
② 組合出資金（＊３）	820	877

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）前連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありません。

当連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありません。

（＊３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	49,933	—	—	—	—	—
有価証券	20,699	48,028	60,224	7,866	5,081	121,920
その他有価証券のうち 満期があるもの	20,699	48,028	60,224	7,866	5,081	121,920
うち国債	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	2,000
地方債	—	1,000	1,600	500	1,200	—
社債	8,678	30,450	38,989	3,200	173	116,620
外国債券	9,333	10,708	10,868	1,400	300	3,300
その他	1,687	4,869	7,767	1,766	407	—
貸出金 (*)	178,358	132,753	118,593	79,021	72,188	121,117
合 計	248,991	180,782	178,817	86,887	77,269	243,037

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない30,982百万円、期間の定めのないもの14,327百万円は含めておりません。

当連結会計年度 (2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	78,609	—	—	—	—	—
有価証券	12,623	36,508	74,041	5,768	14,884	111,690
その他有価証券のうち 満期があるもの	12,623	36,508	74,041	5,768	14,884	111,690
うち国債	—	2,000	5,000	1,000	13,000	2,000
地方債	—	1,200	600	—	1,200	—
社債	7,710	21,660	52,648	1,700	100	106,890
外国債券	4,406	7,747	12,396	2,500	500	2,800
その他	507	3,900	3,397	568	84	—
貸出金 (*)	174,728	146,311	115,975	72,288	73,162	119,807
合 計	265,961	182,819	190,016	78,057	88,047	231,497

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,468百万円、期間の定めのないもの13,796百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	969,862	47,011	10,920	12	2	14
譲渡性預金	500	—	—	—	—	—
借入金	41,356	1,641	336	5	—	—
合 計	1,011,719	48,653	11,257	17	2	14

(*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	924,939	58,882	13,276	99	1,526	12
譲渡性預金	32,900	—	—	—	—	—
借入金	52,410	1,620	428	1	2	—
合 計	1,010,250	60,503	13,705	101	1,528	12

(*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,069	—	1,069
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	8,930	4,305	—	13,236
社債	—	183,809	16,062	199,872
株式	16,708	—	—	16,708
その他	8,404	54,190	4,227	66,821
資産計	34,043	243,375	20,290	297,709

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,003	—	1,003
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	21,972	2,938	—	24,910
社債	—	171,740	13,629	185,370
株式	16,041	—	—	16,041
その他	12,980	38,132	4,194	55,307
資産計	50,995	213,814	17,824	282,634

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	730,025	730,025
資産計	—	—	730,025	730,025
預金	—	1,027,817	—	1,027,817
譲渡性預金	—	500	—	500
借入金	—	43,301	—	43,301
負債計	—	1,071,619	—	1,071,619

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	724,856	724,856
資産計	—	—	724,856	724,856
預金	—	998,681	—	998,681
譲渡性預金	—	32,900	—	32,900
借入金	—	54,399	—	54,399
負債計	—	1,085,980	—	1,085,980

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、主にレベル2に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くこと等により、現在価値を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル３に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率、譲渡性預金はスワップ金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をスワップ金利及び同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

(注２) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(１) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2024年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.914% - 7.796%	1.145%

当連結会計年度（2025年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	割引率	1.501% - 4.561%	1.717%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益
		損益に計 上(*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	15,941	△29	△59	209	—	—	16,062	—
その他	4,493	143	91	△500	—	—	4,227	—

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益
		損益に計 上(*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	16,062	30	△73	△2,390	—	—	13,629	
その他	4,227	△15	△17	—	—	—	4,194	

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続に従い、各取引部門が時価を算定・検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率はスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で算定しております。

信用スプレッドは、格付別に過去の取引先の倒産実績をもとに算定した倒産確率を用いて算定しており、倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	14,194	8,030	6,164
	債券	31,324	30,963	360
	国債	4,244	4,046	198
	地方債	1,357	1,316	40
	社債	25,722	25,600	122
	その他	24,287	21,379	2,908
	外国債券	10,193	10,108	85
	小計	69,805	60,372	9,433
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	2,513	2,909	△395
	債券	181,785	187,369	△5,584
	国債	4,686	4,940	△254
	地方債	2,948	3,000	△51
	社債	174,150	179,429	△5,278
	その他	42,534	46,001	△3,466
	外国債券	25,246	25,833	△587
	小計	226,833	236,280	△9,446
合計		296,639	296,653	△13

当連結会計年度（2025年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	11,912	6,898	5,014
	債券	8,737	8,524	213
	国債	3,106	3,029	76
	地方債	1,024	1,010	14
	社債	4,607	4,484	122
	その他	14,387	12,412	1,975
	外国債券	3,269	3,247	21
	小計	35,037	27,835	7,202
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	4,129	4,735	△606
	債券	201,543	214,033	△12,489
	国債	18,866	19,860	△993
	地方債	1,913	2,000	△86
	社債	180,762	192,173	△11,410
	その他	40,919	43,110	△2,190
	外国債券	26,730	27,115	△385
	小計	246,592	261,879	△15,287
合計		281,630	289,715	△8,084

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	4,978	1,126	△35
債券	4,769	12	△1
国債	3,966	8	△1
地方債	602	2	—
社債	200	0	—
その他	2,348	208	△55
外国債券	477	43	—
合計	12,096	1,346	△92

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,839	737	△58
債券	32,990	96	△325
国債	10,030	65	△5
地方債	2,100	—	△99
社債	20,860	30	△220
その他	14,560	776	△323
外国債券	7,594	0	△303
合計	50,391	1,610	△707

5. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、579百万円（うち、株式24百万円、社債555百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、212百万円（うち、株式212百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

- ① 時価が取得原価に対して50%以上下落している場合
- ② 時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2024年 3 月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,069	16

当連結会計年度 (2025年 3 月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,003	△7

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	10
その他有価証券	10
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	99
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△88
（△）非支配株主持分相当額	135
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△224

（注）評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券等に係る評価差額23百万円を含めております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	△8,052
その他有価証券	△8,052
その他の金銭の信託	—
（△）繰延税金負債	186
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△8,238
（△）非支配株主持分相当額	220
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△8,459

（注）評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券等に係る評価差額32百万円を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	13,078	—	△175	△175
	買建	438	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△175	△175

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	3,785	—	4	4
	買建	178	—	△2	△2
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、2010年1月1日から確定拠出企業型年金制度（前払い退職金制度との選択制）と退職一時金制度で構成する退職給付制度を採用しており、退職一時金制度に対して2020年3月26日に退職給付信託を設定しております。

また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。

なお、連結子会社は、主として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,827	2,683
勤務費用	137	126
利息費用	25	23
数理計算上の差異の発生額	△0	0
退職給付の支払額	△305	△251
退職給付債務の期末残高	2,683	2,582

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	3,075	3,364
期待運用収益	61	67
数理計算上の差異の発生額	227	△223
年金資産の期末残高	3,364	3,208

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,656	2,552
年金資産	△3,364	△3,208
	△708	△656
非積立型制度の退職給付債務	27	30
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△681	△625

退職給付に係る負債	27	30
退職給付に係る資産	△708	△656
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△681	△625

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用(注)	137	126
利息費用	25	23
期待運用収益	△61	△67
数理計算上の差異の費用処理額	34	△15
確定給付制度に係る退職給付費用	135	67

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	263	△239
合計	263	△239

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△76	162
合計	△76	162

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期資金	100%	100%
合計	100%	100%

(注) 年金資産は、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が100%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

区分	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.90%	0.90%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率等	7.55%	7.66%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度136百万円、当連結会計年度129百万円であります。

(ストックオプション等関係)

当行は、2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、当行取締役役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額及び当該新株予約権の具体的な内容について承認をいただきましたが、2017年6月27日開催の第137期定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案の可決承認をもって、上記新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

1. スtockオプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	2008年 ストックオプション	2009年 ストックオプション	2010年 ストックオプション
決議年月日	2008年8月8日	2009年8月12日	2010年8月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役7名	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストックオプションの数 ※1	普通株式 13,600株	普通株式 12,900株	普通株式 14,600株
付与日	2008年8月26日	2009年8月27日	2010年8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 2008年8月27日 至 2038年8月26日	自 2009年8月28日 至 2039年8月27日	自 2010年9月1日 至 2040年8月31日
新株予約権の数(個) ※2	25(注1)	25(注1)	30(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 ※2	普通株式 2,500株 (注2)	普通株式 2,500株 (注2)	普通株式 3,000株 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額 ※2	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※2	発行価格 950円 資本組入額 480円	発行価格 830円 資本組入額 420円	発行価格 670円 資本組入額 340円
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※2	(注4)		

	2011年 ストックオプション	2012年 ストックオプション	2013年 ストックオプション
決議年月日	2011年8月8日	2012年8月7日	2013年11月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行の取締役8名	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストックオプションの数 ※1	普通株式 14,600株	普通株式 14,600株	普通株式 8,000株
付与日	2011年8月25日	2012年9月12日	2013年12月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 2011年8月26日 至 2041年8月25日	自 2012年9月13日 至 2042年9月12日	自 2013年12月27日 至 2043年12月26日
新株予約権の数（個） ※2	28（注1）	41（注1）	28（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 ※2	普通株式 2,800株 （注2）	普通株式 4,100株 （注2）	普通株式 2,800株 （注2）
新株予約権の行使時の払込金額 ※2	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※2	発行価格 750円 資本組入額 380円	発行価格 770円 資本組入額 390円	発行価格 1,420円 資本組入額 710円
新株予約権の行使の条件	（注3）		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※2	（注4）		

	2014年 ストックオプション	2015年 ストックオプション	2016年 ストックオプション
決議年月日	2014年8月8日	2015年8月7日	2016年8月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行の取締役7名	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストックオプションの数 ※1	普通株式 8,500株	普通株式 7,700株	普通株式 11,400株
付与日	2014年8月27日	2015年8月26日	2016年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 2014年8月28日 至 2044年8月27日	自 2015年8月27日 至 2045年8月26日	自 2016年8月25日 至 2046年8月24日
新株予約権の数（個） ※2	35（注1）	30（注1）	47（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 ※2	普通株式 3,500株 （注2）	普通株式 3,000株 （注2）	普通株式 4,700株 （注2）
新株予約権の行使時の払込金額 ※2	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 ※2	発行価格 1,270円 資本組入額 640円	発行価格 1,330円 資本組入額 670円	発行価格 960円 資本組入額 480円
新株予約権の行使の条件	（注3）		
新株予約権の譲渡に関する事項 ※2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※2	（注4）		

※1 株式数に換算して記載しております。

※2 当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日が属する月の前月末（2025年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注1）新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、上記表中の株式数及び金額は、当行が2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映している。

（注2）新株予約権の割当日後に当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

（注3）新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。

（2）新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行つたと認められる者は、相続承継人となることができない。

①相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

②相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日まで当行所定の相続手続を完了しなければならない。

③相続承継人は、所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から3カ月以内に限り新株予約権を行使することができる。

（3）その他権利行使の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注4）当行が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

（1）合併（当行が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

（2）吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

（3）新設分割

新設分割により設立する株式会社

（4）株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

（5）株式移転

株式移転により設立する株式会社

（追加情報）

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （2）新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストックオプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	2008年 ストックオプション	2009年 ストックオプション	2010年 ストックオプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,500	2,500	3,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	2,500	2,500	3,000

	2011年 ストックオプション	2012年 ストックオプション	2013年 ストックオプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,800	4,100	2,800
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	2,800	4,100	2,800

	2014年 ストックオプション	2015年 ストックオプション	2016年 ストックオプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,500	3,000	4,700
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	3,500	3,000	4,700

② 単価情報

	2008年 ストックオプション	2009年 ストックオプション	2010年 ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	940	820	660

	2011年 ストックオプション	2012年 ストックオプション	2013年 ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	740	760	1,410

	2014年 ストックオプション	2015年 ストックオプション	2016年 ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な 評価単価 (円)	1,260	1,320	950

3. スtockオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストックオプションは該当ありません。

4. スtockオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用します。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,524百万円	4,338百万円
その他有価証券評価差額金	97	2,575
退職給付に係る負債	706	741
有価証券評価損	337	341
固定資産の減損損失	321	327
繰延資産	135	132
賞与引当金	124	127
減価償却	—	0
その他	486	518
繰延税金資産小計	6,733	9,103
評価性引当額(注)	△4,736	△7,224
繰延税金資産合計	1,997	1,878
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△99	△186
固定資産圧縮積立金	△104	△104
子会社の留保利益金	△10	△10
その他	△10	△14
繰延税金負債合計	△224	△315
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,772百万円	1,562百万円

(注) 評価性引当額変動の主な内容

前連結会計年度(2024年3月31日)

評価性引当額が377百万円減少しております。主な要因は、その他有価証券評価差額金に関する評価性引当額が339百万円、貸倒引当金に関する評価性引当額が141百万円、固定資産の減損損失に関する評価性引当額が23百万円減少し、有価証券評価損に関する評価性引当額が84百万円増加したこと等によるものです。

当連結会計年度(2025年3月31日)

評価性引当額が2,488百万円増加しております。主な要因は、その他有価証券評価差額金に関する評価性引当額が2,478百万円増加し、貸倒引当金に関する評価性引当額が41百万円減少したこと等によるものです。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.45%	30.45%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19	2.16
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.88	△3.35
住民税均等割等	1.30	2.08
評価性引当額	△1.98	△10.39
その他	△0.63	0.88
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.45%	21.83%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.45%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.35%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
預金・貸出業務	231	—	—	231	—	231
為替業務	522	—	—	522	—	522
証券関連業務	466	—	—	466	—	466
その他	532	—	337	869	—	869
顧客との契約から生じる収益	1,753	—	337	2,090	—	2,090
その他の収益	15,666	5,068	165	20,899	—	20,899
外部顧客に対する経常収益（注）	17,419	5,068	502	22,990	—	22,990

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
預金・貸出業務	235	—	—	235	—	235
為替業務	526	—	—	526	—	526
証券関連業務	547	—	—	547	—	547
その他	559	—	346	906	—	906
顧客との契約から生じる収益	1,868	—	346	2,215	—	2,215
その他の収益	15,919	5,360	26	21,306	△42	21,264
外部顧客に対する経常収益（注）	17,788	5,360	372	23,522	△42	23,479

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っており、顧客との契約から生じる収益は主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されております。

①預金・貸出業務

預金・貸出業務における主な収益は、口座振替手数料であり、振替の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

②為替業務

為替業務における主な収益は、振込手数料であり、振込の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

③証券関連業務

証券業務における主な収益は、投信販売手数料及び投信取扱報酬手数料であり、投信販売手数料については、顧客へ販売完了時点において履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、投信取扱報酬手数料については、各投資信託の決算時等に当行グループの取扱いに係る信託財産の純資産総額が確定したとき等に収益を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当行グループの契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	94
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	108
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	17
契約負債（期末残高）	20

連結会計年度末で、役務提供が完了している場合で対価を受領していないものを顧客との契約から生じた債権とし、役務提供が完了していない場合で、対価を受領しているものを契約負債とし、それぞれ連結貸借対照表のその他資産、その他負債に計上しております。

契約負債の主な内容は、クレジットカードの年会費等のうち、履行義務を充足する前に顧客から対価を得た部分であり、役務取引等の提供に伴って履行義務が充足され、収益へ振り替えられます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、17百万円であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	108
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	107
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	20
契約負債（期末残高）	20

連結会計年度末で、役務提供が完了している場合で対価を受領していないものを顧客との契約から生じた債権とし、役務提供が完了していない場合で、対価を受領しているものを契約負債とし、それぞれ連結貸借対照表のその他資産、その他負債に計上しております。

契約負債の主な内容は、クレジットカードの年会費等のうち、履行義務を充足する前に顧客から対価を得た部分であり、役務取引等の提供に伴って履行義務が充足され、収益へ振り替えられます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、20百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社4社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、連結子会社の株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	17,419	5,068	502	22,990	—	22,990
セグメント間の内部経常収益	55	71	1	128	△128	—
計	17,474	5,139	504	23,118	△128	22,990
セグメント利益	1,630	232	78	1,941	11	1,952
セグメント資産	1,131,969	11,705	3,288	1,146,963	△4,655	1,142,308
セグメント負債	1,075,354	7,206	2,149	1,084,710	△4,363	1,080,347
その他の項目						
減価償却費	732	71	2	806	15	822
資金運用収益	13,747	19	23	13,790	△30	13,759
資金調達費用	180	45	0	226	△29	196
特別利益	1	—	—	1	—	1
特別損失	40	—	15	56	△1	55
（減損損失）	21	—	15	37	△1	35
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,903	9	18	1,931	8	1,940

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額11百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- (2) セグメント資産の調整額△4,655百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (3) セグメント負債の調整額△4,363百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (4) 減価償却費の調整額15百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- (5) 資金運用収益の調整額△30百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (6) 資金調達費用の調整額△29百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (7) 特別損失の調整額△1百万円は、グループ内のリース取引における固定資産処分損の増加額であります。
- (8) 減損損失の調整額△1百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した固定資産の簿価修正によるものであります。
- (9) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	17,788	5,360	372	23,522	△42	23,479
セグメント間の内部経常収益	51	74	2	128	△128	—
計	17,840	5,435	375	23,650	△171	23,479
セグメント利益	1,067	148	11	1,228	△3	1,224
セグメント資産	1,142,595	12,098	3,314	1,158,009	△4,516	1,153,492
セグメント負債	1,094,046	7,393	2,118	1,103,558	△4,224	1,099,333
その他の項目						
減価償却費	836	83	—	919	11	931
資金運用収益	13,700	20	23	13,744	△31	13,713
資金調達費用	717	49	0	766	△29	736
特別利益	—	—	—	—	—	—
特別損失	38	—	—	38	—	38
（減損損失）	30	—	—	30	—	30
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	585	—	—	585	2	587

（注） 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△42百万円は、「リース業」の貸倒引当金戻入益であります。
- (2) セグメント利益の調整額△3百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- (3) セグメント資産の調整額△4,516百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (4) セグメント負債の調整額△4,224百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (5) 減価償却費の調整額11百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- (6) 資金運用収益の調整額△31百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (7) 資金調達費用の調整額△29百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,715	5,284	5,024	2,965	22,990

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,863	5,322	5,268	3,025	23,479

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務 諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計				
減損損失	21	－	15	37	－	37	△1	35

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結財務 諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計				
減損損失	30	－	－	30	－	30	－	30

【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業		
当期償却額	－	17	－	－	17
当期末残高	－	17	－	－	17

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業		
当期償却額	－	17	－	－	17
当期末残高	－	－	－	－	－

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	5,115円28銭	4,347円89銭
1株当たり当期純利益	111円96銭	73円43銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	41円56銭	51円95銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	61,961	54,158
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,196	10,344
(うち新株予約権)	百万円	28	28
(うち非支配株主持分)	百万円	3,308	3,456
(うち優先株式)	百万円	6,800	6,800
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	59	59
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	51,765	43,814
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	千株	10,119	10,077

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,251	860
普通株主に帰属しない金額	百万円	119	119
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	59	59
うち中間優先配当額	百万円	59	59
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,132	741
普通株式の期中平均株式数	千株	10,113	10,103
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	119	119
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	59	59
うち中間優先配当額	百万円	59	59
普通株式増加数	千株	19,992	6,468
うち優先株式	千株	19,962	6,439
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		—	—

(注) 3. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

「1株当たり純資産額」の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度における株式数は89千株（前連結会計年度は47千株）であります。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において63千株（前連結会計年度は53千株）であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	43,340	54,464	0.29	—
借入金	43,340	54,464	0.29	2025年7月～ 2034年8月
1年以内に返済予定のリース債務	14	0	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	0	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、「平均利率」の記載をしております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	52,410	1,037	583	309	119
リース債務（百万円）	0	—	—	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、コマーシャル・ペーパーの発行については、該当ありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報

	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益（百万円）	12,276	23,479
税金等調整前中間（当期）純利益金額（百万円）	1,385	1,186
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益金額（百万円）	950	860
1株当たり中間（当期）純利益金額	88円05銭	73円43銭

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
現金預け金	64,349	95,599
現金	14,579	17,147
預け金	※4 49,769	※4 78,451
金銭の信託	1,069	1,003
有価証券	※4 298,667	※4 283,632
国債	8,930	21,972
地方債	4,305	2,938
社債	※2,※7 199,852	※2,※7 185,350
株式	※1 17,606	※1 16,937
その他の証券	※1 67,971	※1 56,434
貸出金	※2,※4 750,734	※2 748,907
割引手形	※3 2,868	※3 1,961
手形貸付	19,135	18,791
証書貸付	635,764	635,047
当座貸越	※5 92,966	※5 93,107
外国為替	467	705
外国他店預け	460	638
取立外国為替	※2 7	※2 66
その他資産	8,360	4,291
前払費用	92	91
未収収益	※2 856	※2 833
金融派生商品	7	19
その他の資産	※2,※4 7,404	※2,※4 3,347
有形固定資産	※6 16,086	※6 15,559
建物	5,224	5,051
土地	9,659	9,646
リース資産	13	27
建設仮勘定	37	2
その他の有形固定資産	1,152	829
無形固定資産	470	670
ソフトウェア	314	494
ソフトウェア仮勘定	113	133
その他の無形固定資産	42	42
前払年金費用	631	818
繰延税金資産	1,902	1,652
支払承諾見返	※2 1,818	※2 1,794
貸倒引当金	△12,607	△11,936
資産の部合計	1,131,952	1,142,700

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
預金	※4 1,029,036	※4 999,797
当座預金	58,320	48,650
普通預金	523,543	521,964
貯蓄預金	10,836	10,286
通知預金	1,873	1,751
定期預金	428,064	410,995
定期積金	2,688	1,557
その他の預金	3,709	4,591
譲渡性預金	500	32,900
借入金	※4 40,490	※4 51,376
借入金	40,490	51,376
外国為替	2	2
売渡外国為替	—	1
未払外国為替	2	1
その他負債	1,810	6,435
未払法人税等	78	91
未払費用	477	772
前受収益	290	487
給付補填備金	0	0
金融派生商品	183	17
リース債務	14	30
その他の負債	※4 765	※4 5,035
賞与引当金	396	403
睡眠預金払戻損失引当金	98	91
株式報酬引当金	50	61
再評価に係る繰延税金負債	1,517	1,512
支払承諾	1,818	1,794
負債の部合計	1,075,721	1,094,374
純資産の部		
資本金	15,444	15,444
資本剰余金	10,309	10,309
資本準備金	7,651	7,651
その他資本剰余金	2,658	2,658
利益剰余金	27,710	28,139
利益準備金	1,363	1,438
その他利益剰余金	26,346	26,700
圧縮記帳積立金	237	237
繰越利益剰余金	26,109	26,463
自己株式	△169	△206
株主資本合計	53,294	53,686
その他有価証券評価差額金	△239	△8,523
土地再評価差額金	3,146	3,134
評価・換算差額等合計	2,907	△5,389
新株予約権	28	28
純資産の部合計	56,230	48,325
負債及び純資産の部合計	1,131,952	1,142,700

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
経常収益	17,474	17,841
資金運用収益	13,746	13,699
貸出金利息	9,725	9,875
有価証券利息配当金	3,914	3,685
預け金利息	98	129
その他の受入利息	8	9
役務取引等収益	2,194	2,324
受入為替手数料	526	529
その他の役務収益	1,668	1,795
その他業務収益	83	726
国債等債券売却益	83	683
国債等債券償還益	—	32
金融派生商品収益	—	10
その他経常収益	1,450	1,090
償却債権取立益	165	56
株式等売却益	1,124	896
金銭の信託運用益	73	—
その他の経常収益	87	137
経常費用	15,856	16,781
資金調達費用	180	717
預金利息	158	650
譲渡性預金利息	1	19
コールマネー利息	18	5
債券貸借取引支払利息	—	0
借入金利息	1	41
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,236	1,215
支払為替手数料	48	49
その他の役務費用	1,187	1,165
その他業務費用	1,764	2,493
外国為替売買損	687	357
国債等債券売却損	1	628
国債等債券償還損	520	1,507
国債等債券償却	555	—
営業経費	※1 11,641	※1 11,582
その他経常費用	1,033	773
貸倒引当金繰入額	225	306
貸出金償却	565	39
株式等売却損	90	78
株式等償却	76	102
金銭の信託運用損	—	64
その他の経常費用	75	182
経常利益	1,617	1,059
特別利益	1	—
固定資産処分益	1	—
特別損失	40	38
固定資産処分損	19	8
減損損失	21	30
税引前当期純利益	1,578	1,020
法人税、住民税及び事業税	466	49
法人税等調整額	△28	180
法人税等合計	438	230
当期純利益	1,140	790

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	22,944	15,151	4,947	20,098	1,277	237	25,487	27,002	△188	69,857
当期変動額										
資本金から剰余金への振替	△7,500		7,500	7,500						—
準備金から剰余金への振替		△7,500	7,500	—						—
剰余金の配当					86		△519	△432		△432
当期純利益							1,140	1,140		1,140
自己株式の取得									△17,288	△17,288
自己株式の処分			△1	△1					19	18
自己株式の消却			△17,287	△17,287					17,287	—
土地再評価差額金の取崩							—	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	△7,500	△7,500	△2,289	△9,789	86	—	621	707	18	△16,562
当期末残高	15,444	7,651	2,658	10,309	1,363	237	26,109	27,710	△169	53,294

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,424	3,146	1,721	30	71,609
当期変動額					
資本金から剰余金への振替					—
準備金から剰余金への振替					—
剰余金の配当					△432
当期純利益					1,140
自己株式の取得					△17,288
自己株式の処分					18
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,185	—	1,185	△2	1,182
当期変動額合計	1,185	—	1,185	△2	△15,379
当期末残高	△239	3,146	2,907	28	56,230

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,444	7,651	2,658	10,309	1,363	237	26,109	27,710	△169	53,294
当期変動額										
資本金から剰余金への振替	—		—	—						—
準備金から剰余金への振替		—	—	—						—
剰余金の配当					74		△447	△373		△373
当期純利益							790	790		790
自己株式の取得									△37	△37
自己株式の処分			—	—					—	—
自己株式の消却			—	—					—	—
土地再評価差額金の取崩							11	11		11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	74	—	354	428	△37	391
当期末残高	15,444	7,651	2,658	10,309	1,438	237	26,463	28,139	△206	53,686

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△239	3,146	2,907	28	56,230
当期変動額					
資本金から剰余金への振替					—
準備金から剰余金への振替					—
剰余金の配当					△373
当期純利益					790
自己株式の取得					△37
自己株式の処分					—
自己株式の消却					—
土地再評価差額金の取崩					11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,284	△11	△8,296	—	△8,296
当期変動額合計	△8,284	△11	△8,296	—	△7,904
当期末残高	△8,523	3,134	△5,389	28	48,325

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行の履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先：貸出条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

要管理先：要注意先のうち、条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者

正常先：業績が良好で財務状況にも特段の問題がない債務者

- ①破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、次のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,373百万円（前事業年度末は3,110百万円）であります。
- ②破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- ③上記②以外の破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率と景気循環サイクル等を勘案した損失率を比較し、将来見込み等を考慮して算定しております。
- ④上記②以外の要管理先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ⑤正常先及び要注意先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

（注）1 貸倒引当金の算定におけるグルーピング

上記の債務者区分に加えて、正常先は2区分（遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先（特定地域の正常先）、それ以外の正常先）、要注意先は3区分（経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者（計画要注意先）、遠隔の特定地域の要注意先（特定地域の要注意先）、それ以外の要注意先）にそれぞれグルーピングしております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

破綻懸念先、要管理先及び要注意先のうち計画要注意先は3年、それ以外の要注意先（特定地域の要注意先を含む）及び正常先は1年としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（4）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（5）株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(3) 投資信託の解約・償還損益

投資信託の解約・償還損益は、銘柄ごとに集計し、益の場合は「有価証券利息配当金」、損の場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損にて計上しております。

(4) 株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する事業年度に計上しております。

(5) 外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸倒引当金	12,607百万円	11,936百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）貸倒引当金」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「法人税等会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式及び出資金の総額

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
株式	518百万円	518百万円
組合出資金	595百万円	506百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,965百万円	3,342百万円
危険債権額	27,160百万円	26,236百万円
要管理債権額	820百万円	627百万円
三月以上延滞債権額	180百万円	—
貸出条件緩和債権額	639百万円	627百万円
小計額	31,946百万円	30,206百万円
正常債権額	737,071百万円	734,560百万円
合計額	769,017百万円	764,766百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月31 日)	当事業年度 (2025年 3 月31 日)
	2,868百万円	1,961百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	89,070百万円	87,743百万円
貸出金	3,188百万円	－
計	92,259百万円	87,743百万円
担保資産に対応する債務		
預金	445百万円	544百万円
借入金	40,000百万円	51,000百万円
その他の負債	15百万円	36百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
有価証券	2,121百万円	6,931百万円
預け金	18百万円	18百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金、敷金保証金及びその他の保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
中央清算機関差入証拠金	5,000百万円	1,500百万円
敷金保証金	250百万円	242百万円
その他の保証金	1,016百万円	1,015百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
融資未実行残高	181,501百万円	179,564百万円
うち原契約期間が１年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	178,453百万円	178,291百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	856百万円 (－)	856百万円 (－)

※７．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
16,220百万円	13,830百万円

(損益計算書関係)

※ 1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月 31 日)
給料・手当	5,666百万円	5,754百万円
計算委託料	1,348百万円	1,412百万円

(有価証券関係)

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 市場価格のない子会社株式等及び関連会社株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
子会社株式及び出資金	1,114	1,025
関連会社株式及び出資金	—	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,412百万円	4,247百万円
その他有価証券評価差額金	72	2,575
退職給付引当金	721	682
固定資産の減損損失	321	327
有価証券評価損	318	324
繰延資産	135	132
賞与引当金	120	122
その他	458	498
繰延税金資産小計	6,560	8,911
評価性引当額	△4,553	△7,090
繰延税金資産合計	2,007	1,821
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△64
固定資産圧縮積立金	△104	△104
繰延税金負債合計	△104	△168
繰延税金資産（△は負債）の純額	1,902百万円	1,652百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.45%	30.45%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.43	1.94
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.09	△3.62
住民税均等割等	1.52	2.36
評価性引当額	△3.07	△9.42
その他	△0.48	0.89
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.76%	22.60%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.45%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.35%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	14,151	117	63 (13)	14,204	9,152	272	5,051
土地	9,659	4	17 (17)	9,646	—	—	9,646
	[4,618]	[—]	[17]	[4,601]			
リース資産	73	21	59	35	7	7	27
建設仮勘定	37	6	40	2	—	—	2
その他の有形固定資産	5,717	147	265 (—)	5,598	4,768	442	829
	[46]	[—]	[—]	[46]			
有形固定資産計	29,638	297	446 (30)	29,489	13,929	722	15,559
	[4,664]	[—]	[17]	[4,647]			
無形固定資産							
ソフトウェア	2,106	286	—	2,393	1,898	106	494
ソフトウェア仮勘定	113	216	196	133	—	—	133
その他の無形固定資産	1,299	—	—	1,299	1,256	0	42
無形固定資産計	3,518	503	196	3,826	3,155	107	670

(注) 1. 当期減少額欄における () 内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 当期首残高欄及び当期末残高欄における [] 内は、土地再評価差額(繰延税金負債控除前)の残高であります。また、当期増加額欄における [] 内は、科目の振替によるものであり、当期減少額欄における [] 内は、土地の売却、減損損失の計上及び科目の振替によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	12,607	11,936	978	11,629	11,936
一般貸倒引当金	2,466	2,487	—	2,466	2,487
個別貸倒引当金	10,140	9,448	978	9,162	9,448
賞与引当金	396	403	396	—	403
睡眠預金払戻損失引当金	98	—	7	—	91
株式報酬引当金	50	11	—	—	61
計	13,153	12,350	1,382	11,629	12,492

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	78	208	195	—	91
未払法人税等	21	27	18	—	29
未払事業税	57	181	176	—	62

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び買増手数料	(特別口座) 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び高知市において発行する高知新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおり。 https://www.kochi-bank.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

(注) 単元未満株主の権利

当銀行の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により、定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第144期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月26日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月26日 関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

第145期中 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月22日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年6月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づいて提出した臨時報告書であります。

2024年7月10日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づいて提出した臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月23日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正史
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業 務 執 行 社 員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社高知銀行の連結貸借対照表において、貸出金745,537百万円が計上されており、総資産の約68%に相当する重要な割合を占めている。また、貸出金等に対して貸倒引当金12,245百万円が計上されている。なお、連結親会社である株式会社高知銀行における連結消去前残高は、貸出金748,907百万円、貸倒引当金11,936百万円となっている。 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」及び（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、株式会社高知銀行では、自己査定基準に則り全ての債権について資産査定を行い、債務者を信用リスクに応じて区分した上で、償却・引当基準に基づいて、債務者区分毎に貸倒引当金を計上している。 株式会社高知銀行の主要な営業基盤は高知県であり、その地域経済は少子高齢化や生産年齢人口の減少などの課題を抱えている。また、足許においては雇用所得環境の改善や個人消費の持ち直しが見られる一方で、原材料価格、物流費、人件費等の高騰や政策金利の上昇等が、債務者の業績に対して一定の影響を与えている。このような環境下において同行は地域経済の活性化や発展に貢献していくために、貸出先の経営改善支援活動に積極的に取り組んでいる。この経営改善支援の取組の一環として、必要に応じて外部専門家等とも連携を図りながら貸出先が経営改善計画を策定し、その計画を完遂することに重点を置いた支援活動を同行は行っている。同行の自己査定は、キャッシュ・フロー見込、財政状態、収益性等の情報及び定性情報を基礎とし、特に、経営改善計画が作成されている場合にはその実現可能性、進捗状況、財政状態の回復見込等を加味して判定が行われることから、経営者の判断が債務者区分判定に影響を与える可能性がある。 以上より、当監査法人は、「貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の妥当性」について、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の妥当性を検証するため、以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 債務者区分の妥当性の検証に際して、主に次の内部統制に係る整備状況及び運用状況について評価を実施した。 - 自己査定基準及び償却・引当基準が会計の基準等に準拠しているか否か、また、貸倒引当金の十分性に対して適合しているか否かについての検証 - 業務支援システムに入力される債務者に関する財務情報の信頼性を確保する体制 - 貸出金等の自己査定について、第一次査定を営業店が、第二次査定を審査部門である融資統括部が行い、これらの部署から独立した監査部がモニタリングするという自己査定体制 (2) 債務者区分の妥当性に関する実証手続 債務者区分の妥当性について主に次の実証手続を実施した。なお、個別に検討対象とする債務者は、貸倒引当金計上額に及ぼす金額的な影響が大きいと想定される債務者のうち、経営改善計画の進捗状況が芳しくない債務者等の要因を考慮して抽出した。 - 個別債務者に関する債務者区分判定のための各種関連資料の閲覧及び債務者区分判定に関する見解について融資統括部担当者等への質問 - 経営改善計画が債務者の実態を反映し合理的で実現可能性の高いものであるかどうか、また、経営改善計画と実績との比較により計画実現に支障が生じていないかどうかの検討

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社高知銀行の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社高知銀行が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※１．上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月23日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 神田 正史
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査> 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第145期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の妥当性

個別財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の妥当性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の妥当性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 海治 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号)
	株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5)
	株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地)
	株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号)
	株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)
(注) 松山支店、徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。	

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取海治勝彦は、当行の第145期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 海治 勝彦
【最高財務責任者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号) 株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5) 株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地) 株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号) 株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)

(注) 松山支店、徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取海治勝彦は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社である株式会社高銀ビジネス及びこうぎん地域協働投資事業有限責任組合については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当グループは複数事業を営む一般的な金融業の連結グループであり、事業拠点の重要性を判断する指標として経常収益が適切であると判断し、経常収益を重要な事業拠点の選定指標として用いたうえで、前連結会計年度の連結経常収益の概ね3分の2に達している当行を「重要な事業拠点」として選定した。選定した重要な事業拠点においては、業種の特性を考慮し企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。具体的には、信用格付付与及び自己査定を含む貸倒引当金の算定等を追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし

5【特記事項】

該当事項なし